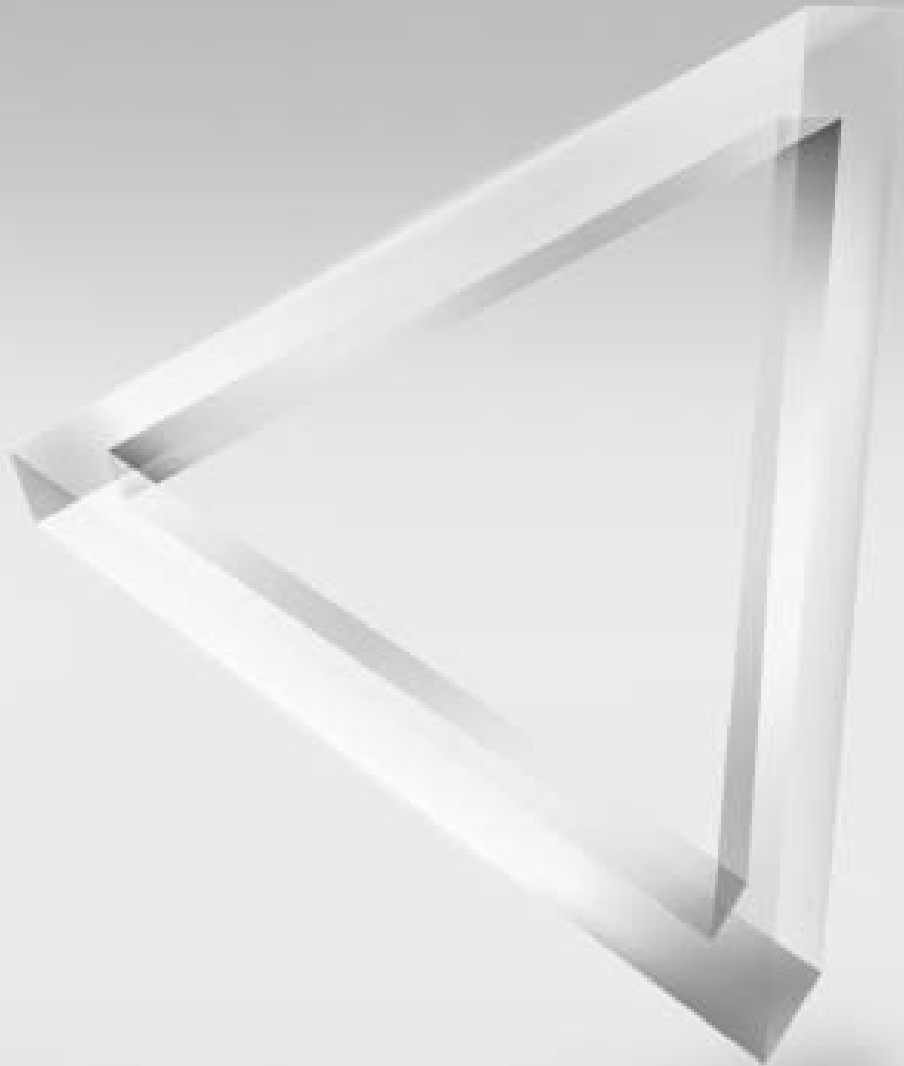




ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

# GS US Neutral

愛称：GS US ニュートラル



## 【ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド】

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（目論見書）

2008.10

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分はゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。



ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：GS US ニュートラル

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（交付日論見書）

2008.10

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。 )の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 20 年 10 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 10 月 16 日にその届出の効力が生じております。
2. 金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。 )に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。 )を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。 )を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS US ニュートラル」ということがあります。また、主要投資対象であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスおよびゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンドをそれぞれ「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」および「US \$リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

下記の事項は、この投資信託(以下「本ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆さまにあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## 記

### ■本ファンドのリスクについて

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の変動や組入れ株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

本ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替リスク」および「株式の流動性リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「リスクについて知りたい」をご覧ください。

### ■本ファンドの手数料等について

#### ◆申込手数料

特定日の基準価額に 2.10%(税込)を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

#### ◆換金手数料

本ファンドには換金手数料はありません。

#### ◆信託報酬

基本報酬:

本ファンドの純資産総額に年 0.9975%(税込)の率を乗じて得た額とします。

また、組入れる投資信託証券「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率 0.35%を上限として運用報酬を別途受領しますが、当該投資信託証券の組入れ比率は通常低位であるものの、運用状況によって変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

成功報酬:

特定日(原則として毎月 20 日。ただし、毎月 18 日以降にファンドの休業日がある場合は、特定日が 21 日以降となる場合があります。)の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)がその時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合、超過額に対して 26.25%(税込)の割合の成功報酬を受領します。

#### ◆信託財産留保額

1万口につき基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額とします。

#### ◆信託事務の諸費用

監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。

#### ◆その他の費用

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、このほかに組入れ投資信託証券において、基本保管報酬(純資産総額に対して年率 0.12%を上限とします。)や財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスに係る報酬(年額 25,000 米ドル)などが支払われます。

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。


※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。

## ご利用の手引き

ファンドの概要 について知りたい	ファンド概要 ..... 2	目次
ファンドの特徴 について知りたい	ファンドのポイント ..... 4 GS USニュートラルの運用における特徴 ..... 4 ファンドの分配金 ..... 10	概要
購入後のファンド 情報を得るには	基準価額の入手方法 ..... 11 運用報告書 ..... 11 その他のディスクロージャー資料 ..... 11	特徴
リスク について知りたい	値動きの主な要因 ..... 12 その他のリスク、留意点 ..... 13	特徴
ファンドの運用 について知りたい	ファンドの関係法人、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは ..... 15 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況 ..... 16 米国株式マーケット・ニュートラル戦略における運用体制およびリスク管理体制 ..... 17 運用プロセス ..... 18	ファンド情報
買付 について知りたい	お買付のお申込み、お買付の価額 ..... 19 お買付の単位、お買付の流れ ..... 19	リスク
換金 について知りたい	ご換金のお申込み、ご換金の価額 ..... 20 ご換金の単位、ご換金の流れ ..... 20	運用
ファンドの 費用 / 税金 について知りたい	お買付時・投資期間中・ご換金時の費用 ..... 21 ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金 ..... 21 成功報酬について、その他の費用について ..... 22 個別元本について、分配金の課税について ..... 23 換金時および償還時の課税について ..... 24	買付
その他	ファンドの仕組み、信託の終了・約款の変更等 ..... 25 その他の契約の変更について、受益者の権利等 ..... 26 内国投資信託受益証券事務の概要 ..... 27 投資制限 ..... 27 その他の情報について ..... 28 組入れファンドの概要 ..... 29 「請求目論見書」の項目 ..... 30 お取引カレンダー ..... 31 用語集 ..... 32	換金
	財務諸表等 信託約款	費用・税金 その他

# ファンドの概要について知りたい

## ファンド概要

項目	内容	
ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド (愛称「GS USニュートラル」)	
商品分類	追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ / 自動けいぞく投資専用	
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。	
主な投資対象	以下の投資信託証券を主な投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラス</li> <li>・ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー</li> <li>・ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス</li> </ul> 各投資信託証券への投資比率は、原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。	
信託期間	原則として無期限(設定日:2003年8月29日)	詳しくは...
ファンドの特徴	マーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得*を目指します。投資信託証券への投資を通じて、主として米国株式に投資します。外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とし、為替変動リスクの低減を図ります。 <small>*ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。</small>	 P4~9
値動きの主な要因(投資リスク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)</li> <li>・為替リスク</li> <li>・株式の流動性リスク</li> </ul>	P12
決算日	毎年1月および7月の特定日 毎決算時に原則として収益の分配を行います。 分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。	P10
特定日	原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。詳しくは後記「お取引カレンダー」をご覧ください。	P31
ファンド休業日	日本の休業日または英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日を「ファンド休業日」とします。	-
委託会社(運用会社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	P15、16
受託銀行(信託銀行)	日興シティ信託銀行株式会社	P15
販売会社(申込取扱場所)	販売会社については右記のページ記載の照会先でご確認ください。	P11

# ファンドの概要について知りたい

詳しくは...



概要

項目	内容	
お買付・ご換金	原則として特定日としてお買付およびご換金のお申込みを受付けます。	P19、20
受付締切時間	毎月の特定日の5営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。	P19、20
お買付価額	特定日の基準価額	P19
お買付単位	販売会社によって異なります。	P19
お申込手数料	2.1%(税込)を上限として販売会社が定める料率	P21
ご換金価額	特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額	P20
信託財産留保額 (換金時の費用)	基準価額に対して0.2%	P21
ご換金単位	1口単位 (注)販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。	P20
ご換金代金のお支払い	原則としてご換金申込日から起算して5営業日目からお支払いいたします。	P20
信託報酬 (運用中の費用)	<p><b>基本報酬</b>：純資産総額に対して年率0.9975%(税込) また、組入れる投資信託証券「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率0.35%を上限として運用報酬を別途受領しますが、当該投資信託証券の組入比率は通常低位であるものの、運用状況によって変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。</p> <p><b>成功報酬</b>：特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して26.25%(税込)</p> <p>上記信託報酬のほか、監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。</p>	P21
税金等	「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。	P21



# ファンドの特徴について知りたい

## ファンドのポイント

個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。

投資信託証券への投資を通じて、主として米国株式に投資します。

外貨建資産については100%為替円ヘッジを基本とし、為替変動リスクの低減を図ります。

ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR<sup>\*</sup>)を上回る収益を追求します。

設定・解約は月1回の特定日(原則として毎月20日)にのみ可能です。

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ形態で運用を行います。

(ファンド・オブ・ファンズ形態については、「その他 / ファンドの仕組み」をご覧ください。)

<sup>\*</sup>LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate(ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利)のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する外国投資信託および外国投資証券(以下、単に「投資信託証券」ということがあります。)のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。

組入れ投資信託証券	主な投資対象
米ドル建てアイルランド籍外国投資信託(契約型) ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラス	米国株式 (マーケット・ニュートラル戦略)
米ドル建てアイルランド籍外国投資証券 ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス	米ドル建て短期金融市場

## GS USニュートラルの運用における特徴

伝統的な投資に続く新しい投資手法(マーケット・ニュートラル運用)により、付加価値の獲得を目指します。

米国株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。

ポートフォリオ全体として、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせることにより、米国株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績と直結します。

多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

# ファンドの特徴について知りたい

## 運用の特徴 伝統的な投資に続く新しい投資手法

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資に続く、新たな投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。

代替投資としては、

「代替投資資産」( = 株式、債券以外の市場への投資 )

例：不動産、コモディティ(商品)等への投資

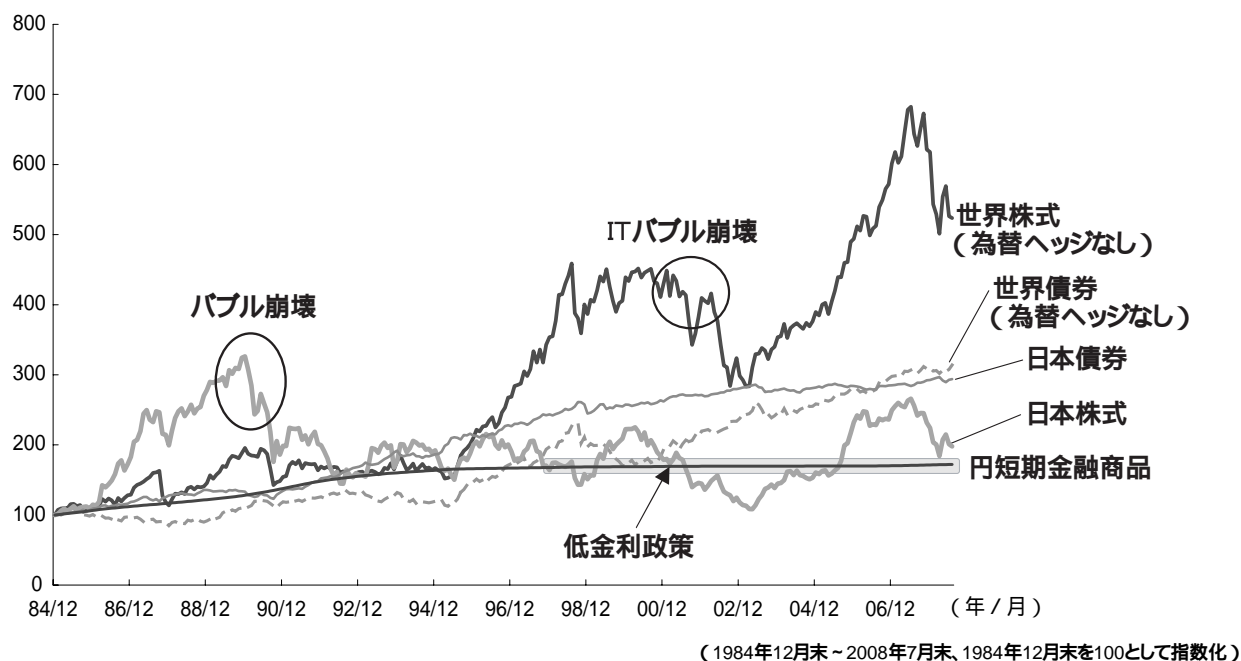
「代替投資手法」( = 株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法 )

例：マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用

といった2通りの投資方法が考えられます。

GS USニュートラルは「代替投資手法」の一つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

### 主な資産クラスの動向



世界株式：MSCIワールド・インデックス(為替ヘッジなし)、世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)(為替ヘッジなし)

日本株式：MSCIジャパン・インデックス、日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)の日本債券部分、

円短期金融商品：1ヵ月円LIBOR

上記のデータはインデックスの動きであり、特定のファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

株式市場や債券市場などへの投資は中長期的には有望ですが、短期的には価格変動の影響を受け易いため、従来の伝統的投資手法を用いた運用では、運用の成果がこのような市場の動きに大きく左右されることは避けられませんでした。

より安定した収益を求める投資家の間では、このような市場環境の動向に左右されず収益を追求できる運用商品へのニーズが高まってきています。

GS USニュートラルは、市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用い、付加価値の獲得を目指すファンドです。

# ファンドの特徴について知りたい

## 運用の特徴 投資元本に対する収益の追求

GS USニュートラルは、“米国株式市場の動きを上回ることを追求”するのではなく、“投資元本に対する収益を追求”することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

### 絶対収益型運用と相対収益型運用の違い

#### 絶対収益型運用

例:マーケット・ニュートラル運用

#### 相対収益型運用

一般的な株式投資を行うファンド

市場と ファンドの 動き	<p>成績の良い ファンド 株式市場全体の 動き 成績の悪い ファンド</p> <p>マーケット・ニュートラル運用では、 株式市場全体の動きの方向性の影響は抑制され、 運用者の運用能力が運用成績に直結します。</p>	<p>成績の良い ファンド 株式市場全体の 動き 成績の悪い ファンド</p> <p>一般的な投資によるファンドの運用は、 市場全体の動きからの影響を受けます。</p>
	<p>基準価額の 主要な 決定要因</p> <p>運用能力</p>	<p>市場動向 + 運用能力</p>
<p>強気の見通しを持つ 銘柄</p> <p>買い</p>	<p>買い</p>	
<p>弱気の見通しを持つ 銘柄</p> <p>売り (積極的な選択)</p>	<p>買わない/ベンチマークより保有率を下げる (消極的な選択)</p>	
<p>運用者の 目的</p> <p>投資元本の増加</p>	<p>ベンチマーク(市場平均)を上回ること</p>	
<p>投資家の 目的</p> <p>投資元本の増加</p>	<p>市場全体の成長に参加 投資元本の増加</p>	

投資家と運用者の目的『投資元本の増加』が一致しています。市場動向には左右されにくい一方、運用者の運用能力が運用成果の重要な要因となります。

運用成果は市場動向に大きく左右される傾向があることから、短期的には、価格変動の影響を受け易いため、投資家の目的『投資元本の増加』とは一致しないことがあります。

上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

# ファンドの特徴について知りたい

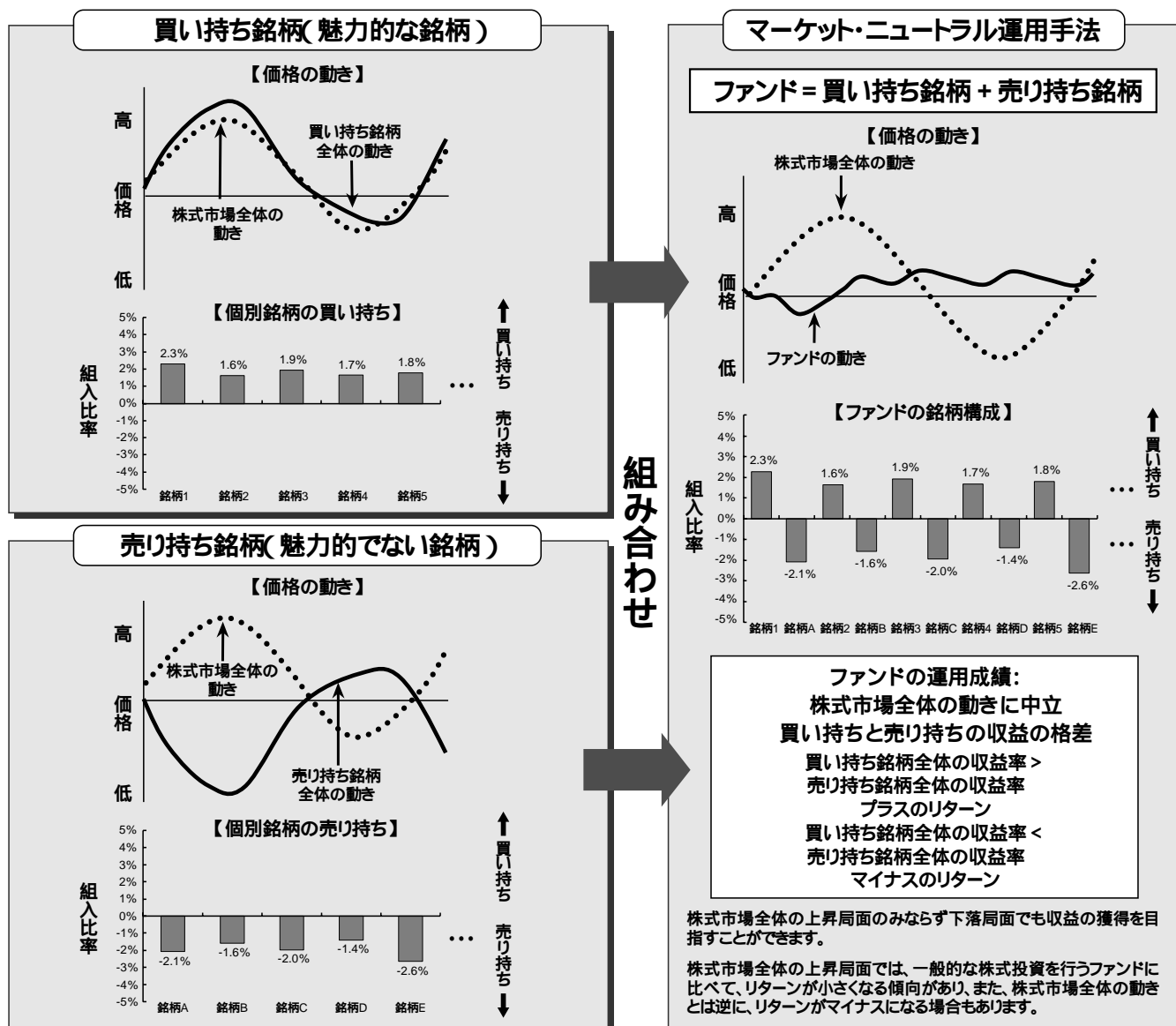
**運用の特徴** 市場全体の動向からの影響を抑制した  
銘柄選択による付加価値の追求

GS USニュートラルは、代替投資手法の一つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。

マーケット・ニュートラル運用とは、魅力の高い銘柄群の買い持ちと同時に、魅力の低い銘柄群の売り持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

特  
徴

## マーケット・ニュートラル運用の手法



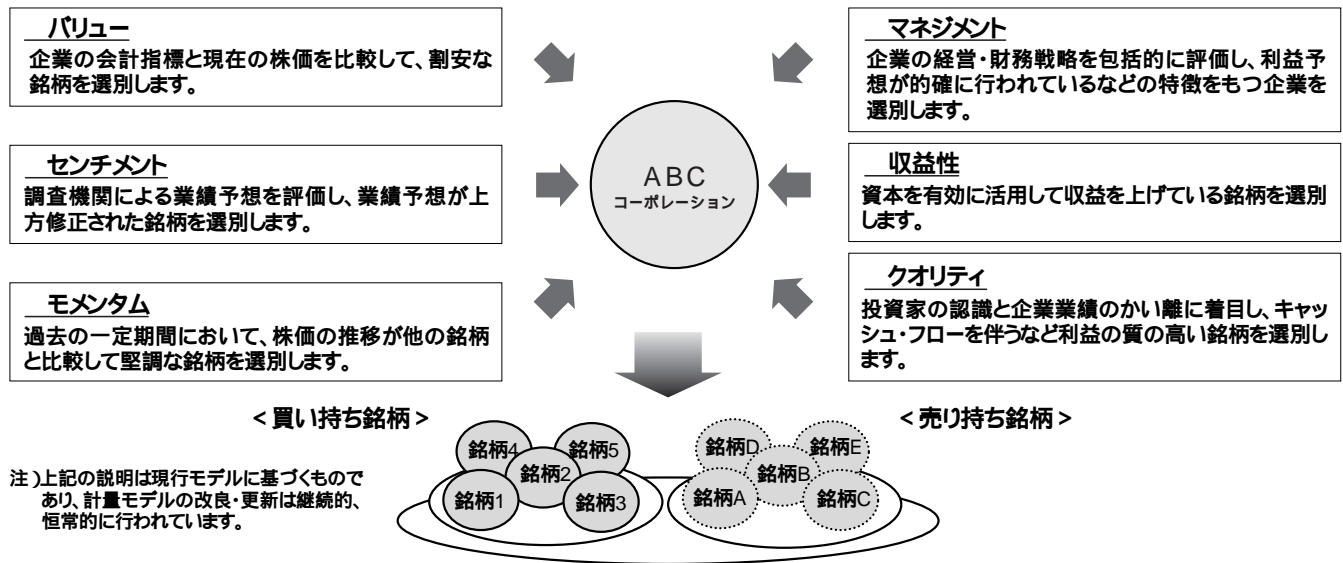
上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではございません。

# ファンドの特徴について知りたい

## 運用の特徴 複数の評価基準による個別銘柄選択

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。GS USニュートラルは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行っています。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

### 銘柄選択の6つの評価基準



### 6つの評価基準による銘柄選択の傾向(例)

銘柄選択の評価基準	買い持ち銘柄の傾向(例) (魅力的と判断される銘柄)	売り持ち銘柄の傾向(例) (魅力的でない判断される銘柄)
バリュー	株価純資産倍率の低い銘柄	株価純資産倍率の高い銘柄
センチメント	利益予想が上方修正された銘柄	利益予想が下方修正された銘柄
モメンタム	一定期間における株価の方向性が上昇傾向にある銘柄	一定期間における株価の方向性が下落傾向にある銘柄
マネジメント	自社株買いにより発行済株式数が大きく減少している銘柄	増資により発行済株式数が大きく増加している銘柄
収益性	売上高利益率の高い銘柄	売上高利益率の低い銘柄
クオリティ	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、現金収入を伴った利益を計上している銘柄	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、現金収入を伴っていない利益を計上している銘柄

買い持ち銘柄(魅力の高い銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力の低い銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

また、上記の6つの評価基準は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。

上記は、6つの評価基準による銘柄選択の傾向につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例ですが、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。



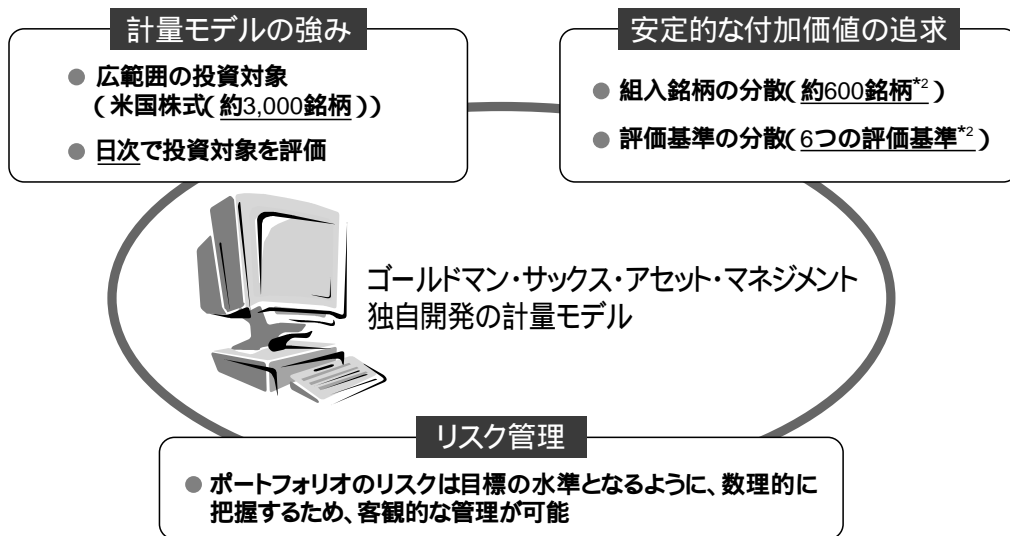
# ファンドの特徴について知りたい

特  
徴

## 運用の特徴 **ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 独自開発の計量モデルによる運用**

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

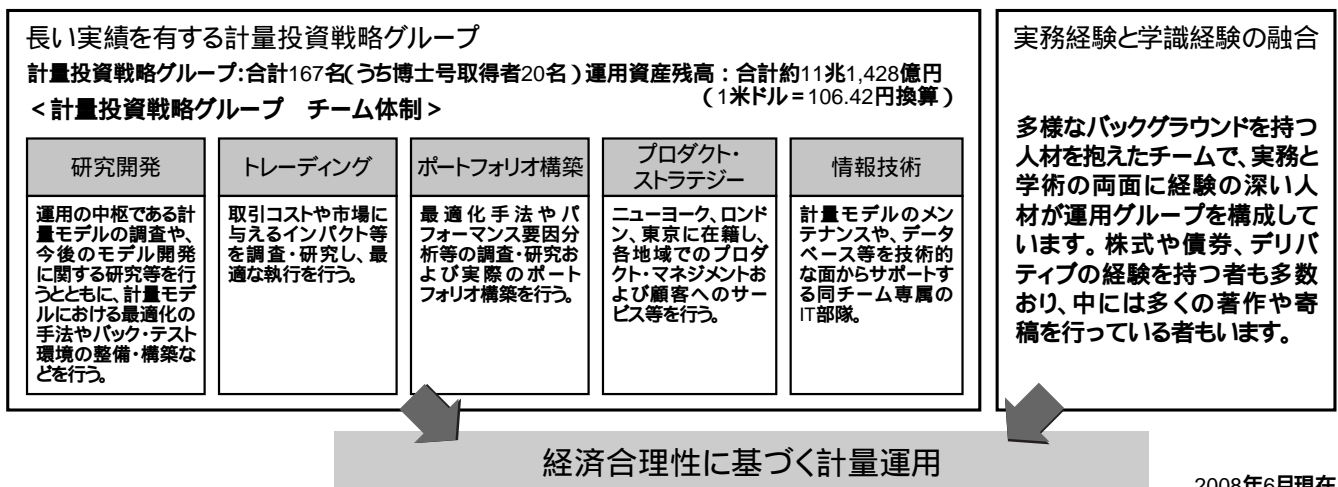
GS US ニュートラルはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行っています。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、収益機会を広範囲に求めること、リスクを厳格に管理すること<sup>\*1</sup>、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。



上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。

## 幅広い背景を持つ豊富な人材を有する計量投資戦略グループ

米国株式マーケット・ニュートラル戦略による運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループが行い、計量モデルの研究・開発を継続的に実施しています。



\*1 リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

\*2 状況によって今後変更される可能性があります。

# ファンドの特徴について知りたい

## ファンドの分配金

年2回決算を行い、毎決算時(毎年1月および7月の特定日)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

### 分配方針

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本(1万口=1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

### ご注意点

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

# 購入後のファンド情報を得るには

## 基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:Uニユト)。

なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

## 運用報告書

年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

## その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

**照会先** ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

**電 話** 03(6437)6000  
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

**ホームページ** [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)



# リスクについて知りたい

## 値動きの主な要因

本ファンド(本「リスクについて知りたい」においては、文脈により、組入れる投資信託証券の一方または両方を含む場合、あるいはこれらのみを指す場合があります。)への投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。

したがって元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

### 株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

本ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。逆に売り持った株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります(株式を売り持ちするにあたり、借入れコストがかかります。)。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリターン動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

### 為替リスク

本ファンドは外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。本ファンドは対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。なお、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが想定以上に発生することがあります(ヘッジコストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利のほうが低い場合この金利差分収益が低下します。)

### 株式の流動性リスク

本ファンドは、米国の店頭登録株式またはこれに準ずるものにも投資します。こうした株式には、金融商品取引所に上場されている銘柄に比べて比較的新興であり、発行済時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ(株価のブレ幅を計る指標)が比較的高く、また流動性等の高い株式に比べ市場によっては大幅な安値での売却や大幅な高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

# リスクについて知りたい

## その他のリスク

### 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、スワップ取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

### カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

### デリバティブ取引のリスク

本ファンドは株式関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が投資顧問会社の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

### 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

### 本ファンドの投資対象におけるプライム・ブローカーに関するリスク

本ファンドが投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラスの保有する株式は、同ファンドのプライム・ブローカーの名義で保有されており、プライム・ブローカーはかかる株式を分別管理する義務を負っているものの、万が一プライム・ブローカーが破綻した場合には、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性があります。

## 留意点

### 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

### 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

### 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

# リスクについて知りたい

## 留意点(続き)

### 成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻しされることはありません。

### 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

### ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

### 投資対象の解約制限に関わる留意点

本ファンドの投資対象である米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスにおいて1日に純資産総額の10%を超える解約請求があった場合、同投資信託証券の解約が制限され、その結果、本ファンドの解約にも制限が生じる場合があります。

米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスを投資対象とすることに関わる留意点  
本ファンドが投資対象とする米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスにおいて、あるいは、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの他のクラスにおいて追加設定、解約等があった場合には、これらに対応するための取引コストが発生することにより、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

### お買付およびご換金の制限に関わる留意点

特定日に金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の5営業日前までにすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただくことがあります。

この場合、かかる合理的な事情がなくなると委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、特定日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消し等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

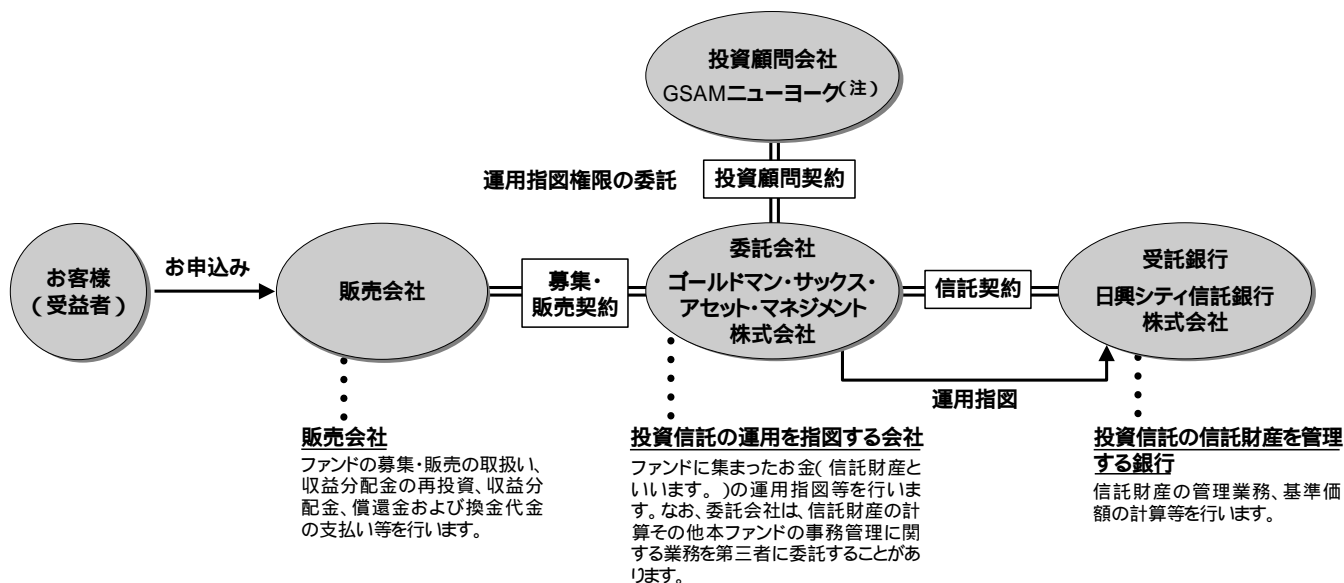
### その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

# ファンドの運用について知りたい

## ファンドの関係法人



(注)本ファンドの投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをGSAMニューヨークといします(以下同じ。)

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な投資銀行のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年6月末現在、グループ全体で7,732億米ドル(約82.3兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2008年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=106.42円)により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



●GSAM拠点

(注)メルボルンはGSJBWereオフィスです。(GSJBWereはゴールドマン・サックスの関連会社です。)

運用

# ファンドの運用について知りたい

## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

### 1. 資本金

委託会社の資本金の額は4億9,000万円です(2008年10月15日現在)。

### 2. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

### 3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所：東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名：代表取締役 土岐大介

### 4. 大株主の状況

(2008年10月15日現在)

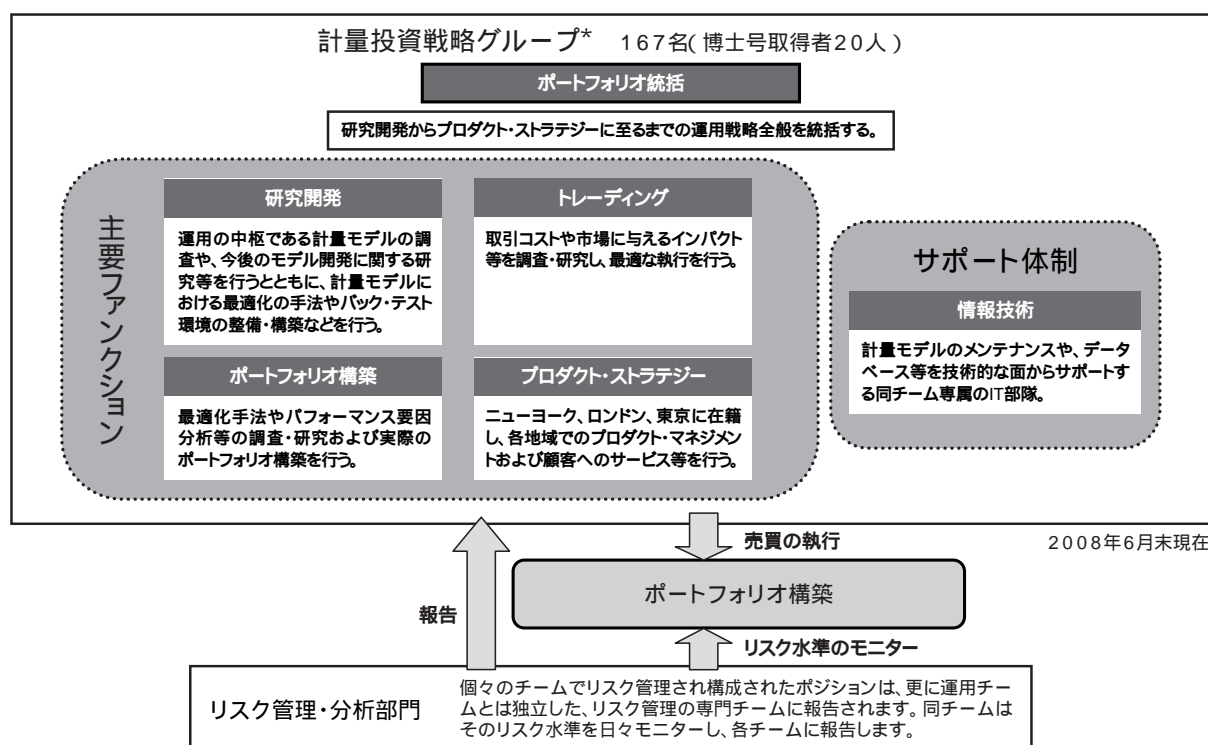
氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1



# ファンドの運用について知りたい

## 米国株式マーケット・ニュートラル戦略における運用体制およびリスク管理体制

本ファンドにおける各投資信託証券の組入指図はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（東京）の計量運用部が担当します。本ファンドの主な組入れ投資信託証券であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。計量投資戦略グループは、多様なバックグラウンドを持つ人材を抱え、実務と学術の両面に経験豊かな人材で構成されています。株式や債券、デリバティブの経験を持つ者も多く、中には多くの著作や寄稿を行っている者もいます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



運用

\* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

## 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）

## 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

# ファンドの運用について知りたい

## 運用プロセス

- ▶ 経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。
- ▶ 計量モデルを用いることで、約3,000銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準\*を用いて分析し、これらを基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。
- ▶ 原則として、100%為替円ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- ▶ ベンチマークである円短期金利(1ヵ月円LIBOR)を上回る収益を追求します。

### 個別銘柄の評価

米国株式  
約3,000銘柄

- ▶ 計量モデルを用いることにより、全投資対象銘柄を数量的に評価。
- ▶ 複数の評価基準を併用することにより、単一の投資スタイルに偏らない銘柄評価が可能に。
- ▶ 投資対象である米国株式(約3,000銘柄)を同一基準で評価。

**バリュ**ー：企業の会計指標と比較して、株価は割安か、割高か？  
**センチメント**：調査機関のリサーチ・アナリストによる定性分析の業績予想結果は？  
**モメンタム**：株価は上昇傾向か、下降傾向か？  
**マネジメント**：経営・財務戦略を包括的に評価し、利益予測を的確に行っているか？  
**収益性**：資本を有効に活用して収益を上げているか？  
**クオリティ**：利益の質の高い銘柄か？

- ▶ 複数の評価基準に基づき、各銘柄の魅力度合いをスコアリング(点数化)。

### 各銘柄の魅力度合いをスコアリング

米国株式  
約3,000銘柄

### ポートフォリオの構築

約600銘柄\*  
(買い持ち銘柄・売り持ち銘柄合計)

- ▶ 最も魅力的と思われるポートフォリオとなるよう、投資銘柄の買い持ち / 売り持ちおよびその組入比率を決定。
- ▶ 米国株式市場全体の動きとの連動性を低減しつつ、ポートフォリオのリスクが目標の水準となるようコントロール。

#### 一般的な特徴

**買い持ち銘柄群**：全体として魅力度が高い  
**売り持ち銘柄群**：全体として魅力度が低い

\* 状況によって今後変更される可能性があります。

上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。

# 買付について知りたい

## お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の5営業日前まで毎営業日受け付けます。特定日の5営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)<sup>\*2</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

\*1 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降に日本の休業日または英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ファンド休業日」といいます。)がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。詳しくは後記「お取引カレンダー」をご覧ください。

\*2 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## お買付の価額

お買付の価額は特定日の基準価額が適用されます。

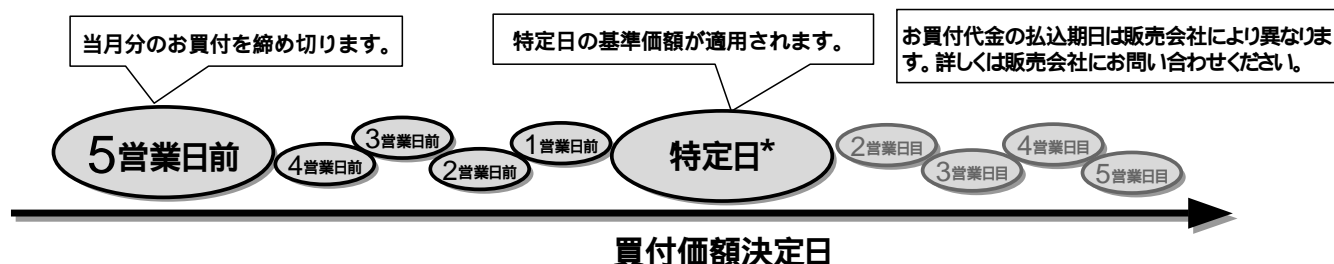
お買付にかかる費用については「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

## お買付の単位

販売会社によって異なります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## お買付の流れ



\* 原則として毎月20日(ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。)

お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お買付のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたお買付のお申込みを取消する場合があります。詳しくは「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

販売会社につきましては、11ページ掲載の照会先でご確認ください。



# 換金について知りたい

## ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎月の特定日の5営業日前まで毎営業日受付けます。特定日の5営業日前の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時<sup>\*</sup>)までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては午後3時(国内の金融商品取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

## ご換金の価額

ご換金は、解約請求により行うことができます。

ご換金の価額は、特定日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額(解約価額)となります。

換金価額 (解約価額)	=	特定日の基準価額	-	信託財産留保額 (当該基準価額 × 0.2%)
----------------	---	----------	---	----------------------------

お手取額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。詳しくは、「ファンドの費用 / 税金について知りたい」をご覧ください。

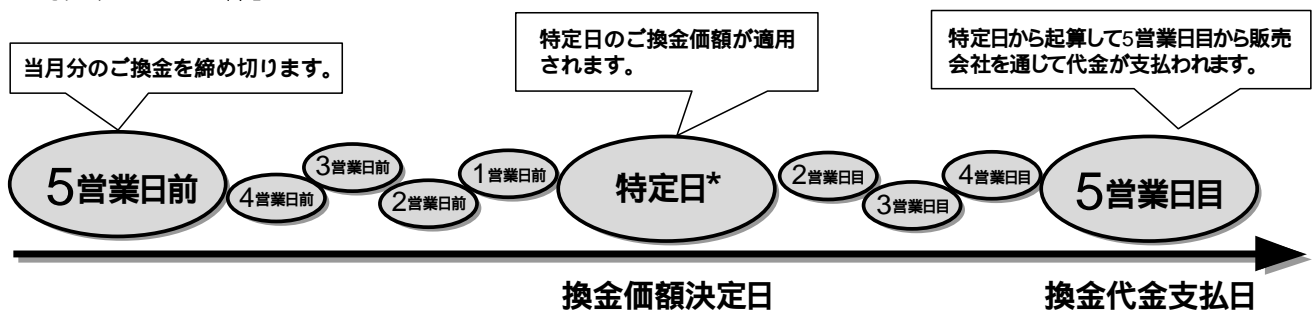
## ご換金の単位

1口単位

販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ご換金の流れ



<sup>\*</sup> 原則として毎月20日(ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となる場合があります。)

ご換金のお申込みの受付を中止することまたはすでに受付けたご換金のお申込みを取消または保留する場合があります。詳しくは、「リスクについて知りたい / 留意点 / お買付およびご換金の制限に関わる留意点」をご覧ください。

# ファンドの費用 / 税金について知りたい

本投資信託説明書(交付目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2008年10月15日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用	税金 <sup>*1</sup>								
<b>お買付時<sup>*2</sup></b>	2.1%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が込手数料となります。	—								
<b>投資期間中</b> (運用費用の内訳)	信託報酬 = 基本報酬 + 成功報酬 <sup>*3</sup>  基本報酬:基本報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9975%(税込)を乗じて得た額とし、配分は以下の通りです。	—								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率 0.9975% (税込)</td> <td>年率 0.504% (税込)</td> <td>年率 0.4725% (税込)</td> <td>年率 0.021% (税込)</td> </tr> </tbody> </table>		合計	委託会社	販売会社	受託銀行	年率 0.9975% (税込)	年率 0.504% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.021% (税込)
	合計		委託会社	販売会社	受託銀行					
	年率 0.9975% (税込)		年率 0.504% (税込)	年率 0.4725% (税込)	年率 0.021% (税込)					
また、組入れる投資信託証券「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」において、年率0.35%を上限として運用報酬を別途受領しますが、当該投資信託証券の組入比率は通常低位であるものの、運用状況によって変動するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。										
成功報酬:委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して26.25%(税込)の割合の成功報酬を受領します。  監査費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で本ファンドより差引かれます。また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用等が支払われます。詳しくは、後記「その他の費用について」をご覧ください。										
<b>ご換金時</b> (解約請求による場合)	基準価額に対して0.2%(信託財産留保額 <sup>*4</sup> )	《2008年12月31日まで》 個別元本超過額×10% <sup>*5</sup> 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% <sup>*5</sup>								
<b>収益分配金 受取時</b>	—	《2008年12月31日まで》 普通分配金×10% <sup>*5</sup> 《2009年1月1日以降》 普通分配金×20% <sup>*5</sup>								
<b>ファンドの 償還時</b>	—	《2008年12月31日まで》 個別元本超過額×10% <sup>*5</sup> 《2009年1月1日以降》 譲渡益×20% <sup>*5</sup>								

\*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合については、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\*2 自動払いぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

\*3 詳しくは次ページをご覧ください。

\*4 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

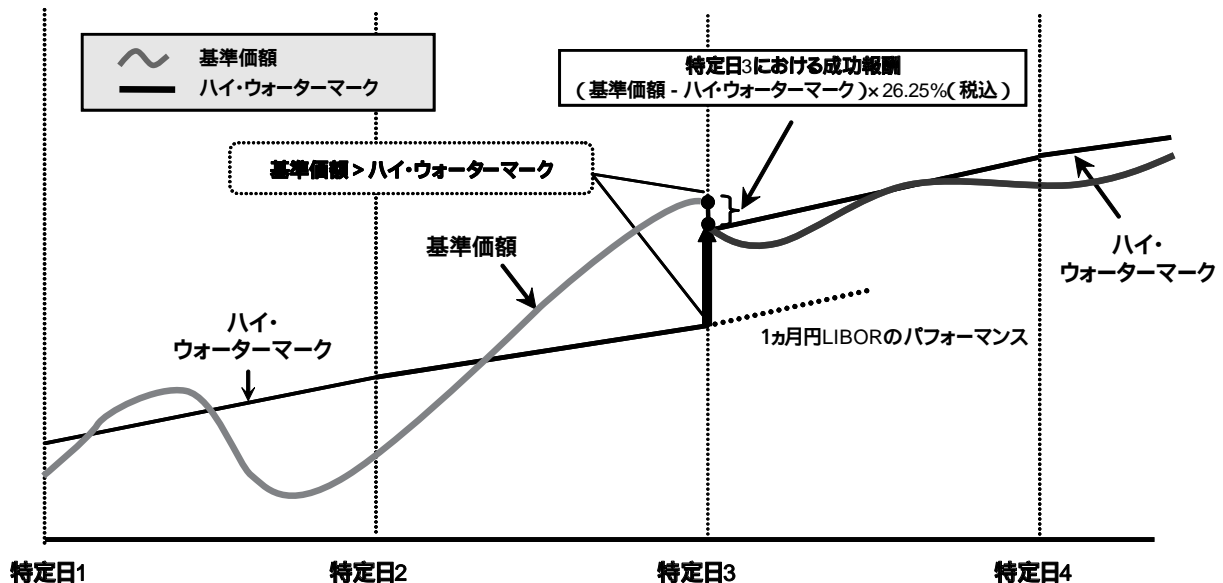
\*5 2009年および2010年の2年間については、一定の金額までは10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。2011年1月1日以降は、金額の多寡にかかわらず、20%(所得税15%、地方税5%)となります。詳しくは、後記「分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

# ファンドの費用 / 税金について知りたい

## 成功報酬について

成功報酬：特定日の基準価額(基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前)がハイ・ウォーターマークを上回った場合、超過額に対して26.25%(税込)

ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク(信託設定日の場合は1万口=1万円)+1ヵ月円LIBORによる増加分(直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算)とします。ある特定日において成功報酬が受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額(基本報酬、成功報酬および分配金控除後)とします。



(注1) 1ヵ月円LIBORは、2008年7月31日現在、年率0.64%です。ハイ・ウォーターマークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。

(注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーターマークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

## その他の費用について

信託報酬のほかに、本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)

株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息

信託財産に関する租税

その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

から 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記 記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または途中で、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記 記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から委託会社に対して支払われます。

また、このほかに組入れる投資信託証券においても、各投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、基本保管報酬(純資産総額に対して年率0.12%を上限とします。)\*や財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスに係る報酬(年額25,000米ドル)などが支払われます。

# ファンドの費用 / 税金について知りたい

## 個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいし、税法上の元本(個別元本)にあたります。受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。

「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額がお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

### 個人の受益者に対する課税

<2008年12月31日まで>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

<2009年1月1日以降>

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間において、年間に受け取る上場株式等の配当等(上場株式(上場ETF、上場REITを含みます。以下同じ。))の配当金および公募株式投資信託の普通分配金などの合計額が100万円を超える場合(同一の支払者からの年間の支払総額が1万円以下のものは除きます。)、確定申告が必要となります。この場合、100万円以下の部分の税率は10%(所得税7%、地方税3%)ですが、100万円を超える部分の税率は20%(所得税15%、地方税5%)となります。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能となります。



# ファンドの費用 / 税金について知りたい

## 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、7%( 所得税7% )の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%( 所得税15% )となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

## 換金時および償還時の課税について

### 個人の受益者に対する課税

< 2008年12月31日まで >

一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%( 所得税7%、地方税3% )の税率による源泉分離課税が行われます。これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば総合課税となります。

また、買取差損益または解約( 償還 )差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等( 特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能であり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、他の上場株式等の譲渡による所得からの控除が可能です。公募株式投資信託の解約( 償還 )差益との損益通算については、その解約( 償還 )差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

< 2009年1月1日以降 >

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%( 所得税15%、地方税5% )の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特例措置として、2010年12月31日までの間は10%( 所得税7%、地方税3% )の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

なお、2009年1月1日から2010年12月31日までの間においては、年間に発生する買取差損益および解約( 償還 )差損益を含めた上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、500万円以下の部分の税率は10%( 所得税7%、地方税3% )ですが、500万円を超える部分の税率は20%( 所得税15%、地方税5% )となります。

また、買取差損益および解約( 償還 )差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等( 申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能となります。

### 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、7%( 所得税7% )の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2009年4月1日以降は、同税率は15%( 所得税15% )となります。

税法が改正された場合には、上記内容が変更になることがあります。

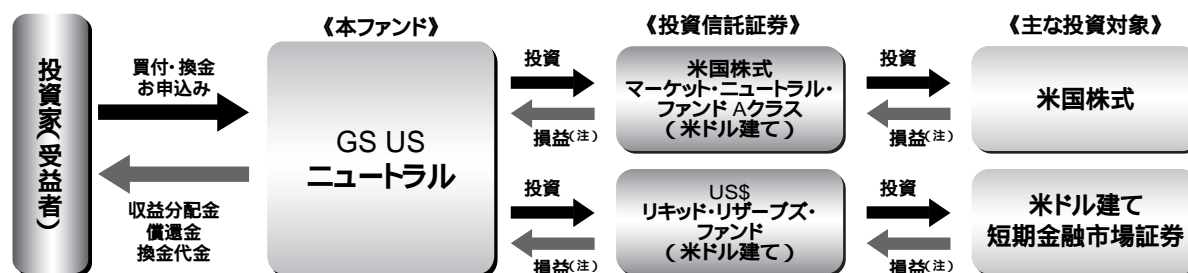
## その他

### ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたっては、以下の投資信託証券に投資を行います。

1. 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス
2. US\$リキッド・リザーブズ・ファンド

各投資信託証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとします。原則として米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの組入比率を高位に保つものの、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。



(注) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

### 信託の終了・約款の変更等

#### 信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き\*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、30億口を下回るようになった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、受託銀行と合意する場合

\*委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

#### 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます\*。

\*委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

#### 反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

## その他

### その他の契約の変更について

#### (1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### (2) 投資顧問契約

委託会社とGSAMニューヨークの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

### 受益者の権利等

#### (1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動払いどく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

#### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

#### (6) 換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

## その他

### 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益権の名義書換  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
- (3) 受益権の譲渡制限  
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- (4) その他  
本ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### 投資制限

- (1) 約款上の投資制限  
株式(主要投資対象である外国投資証券を除きます。)への直接投資は行いません。  
上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。  
上記外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。  
有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。  
詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。
- (2) 法令上の投資制限  
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。



# その他

## その他の情報について

申 込 期 間	2008年10月16日から2009年10月14日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募 集 総 額	1,000億円を上限とします。
有価証券届出書の 写しを縦覧に供する 場 所	該当事項はありません。
振替制度について	<p>本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)</p> <p>振替受益権においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピューターで管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピューター上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。</p> <p>委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。</p>
振替機関に関する 事 項	株式会社 証券保管振替機構
格 付	格付けは取得していません。

## その他

## 組入れファンドの概要(1)

ファンド名	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス (米ドル建てアイルランド籍外国投資信託(契約型))
ファンドの形態	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針	主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合わせることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。 ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
投資対象および投資制限等	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ショート・ポジションの総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。 信託財産の純資産総額の10%を超える借入れは行わないものとします。 ポジションの構築に際してスワップ等のデリバティブ手法を用いる場合があります。
信託報酬等	基本報酬：なし 成功報酬：なし 保管受託銀行等：保管受託銀行等は、基本保管報酬(純資産総額に対して年率0.12%を上限とします。)に加えて、財務書類作成および受託者コンプライアンスサービスについて年額25,000米ドルの報酬を受領します。さらに、保管受託銀行は、通信費等の実費を受領します。 その他の諸費用：ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問への報酬、名義書換事務代行費用、印刷費用等を含みます。)は、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。  保管受託銀行等に対する報酬等とその他の諸費用は、本外国投資信託で負担します。  申込手数料：本ファンドから買い付ける場合は不要 信託財産留保額：0.2%*  *本ファンドを解約される受益者が、本ファンドの信託財産留保額に加えて、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスの信託財産留保額を負担するわけではありません。実質的には、本ファンドを解約される受益者が負担した信託財産留保額に相当する金額が、本ファンドにおける解約代金支払いに対応するため米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラスを解約する際に同ファンドに留保されるものであり、同ファンドにおいて発生する取引コスト等をカバーするとともに同ファンドに投資するファンド間での公平を図ることを目的としています。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド
決算日	原則として毎年9月30日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

上記は2008年10月15日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

## その他

### 組入れファンドの概要(2)

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ・ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドインスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス (米ドル建てアイルランド籍外国投資証券)
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 投資する債券および金融市場証券は、投資時においてスタンダード・アンド・プアーズによりAA格もしくはA-1格またはこれ以上あるいは、ムーディーズによりAa格もしくはP-1格またはこれ以上と格付けされるものとします。 購入時において満期まで13ヶ月未満の証券、証書および債務(ただし、変動利付および変更可能利付債務については2年以内)に投資し、90日未満の加重平均満期を維持します。
信託報酬等	信託報酬：年率0.35%(管理報酬・保管費用等を含みます。)を上限とします。 申込手数料：なし 解約手数料：なし
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
決算日	原則として毎年12月31日
分配方針	現在のところ、分配を行わず、分配可能な金額を投資方針に従い再投資する方針です。

上記は2008年10月15日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

### 「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込(販売)手続等
  - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1)資産の評価
    - (2)保管
    - (3)信託期間
    - (4)計算期間
    - (5)その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
  - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

## その他

### お取引カレンダー

	お買付け・ご換金の 締切日	特定日	ご換金代金 支払日
2008年10月	10月15日(水)	10月22日(水)	10月28日(火)
2008年11月	11月13日(木)	11月20日(木)	11月27日(木)
2008年12月	12月15日(月)	12月22日(月)	12月29日(月)
2009年1月	1月15日(木)	1月22日(木)	1月28日(水)
2009年2月	2月13日(金)	2月20日(金)	2月26日(木)
2009年3月	3月13日(金)	3月23日(月)	3月27日(金)
2009年4月	4月15日(水)	4月22日(水)	4月28日(火)

2008年10月15日現在、委託会社が認識する2009年4月までのファンド休業日を考慮して作成した表です。上記は変更されることもありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。

お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

# 用語集

## 委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

## 売り持ち(うりもち)(ショート・ポジション)

他から株券を借り、現在の株価で売り、値下がりがしたところで買って、借りてきた株券を返済しようという意図で行われるものです。価格が下落すると利益が出ますが、逆に、価格が上昇すると損失が生じます。

## 運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

## 解約価額(かいはくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

## 為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為を言います。為替ヘッジに際しては、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

## 基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

## 受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

## 信託財産留保額(しんたくざいさんりゅうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

# 用語集

## 信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかわる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。ファンドによっては、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収するものもあります。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

## ハイ・ウォーターマーク

ファンドにおける成功報酬の計算において利用される用語です。成功報酬とは、ファンドの運用成果が比較対象として定められた一定の基準を上回る成果を上げた場合に、その超過収益に対して一定の割合で徴収される報酬のことで、ファンドから運用会社に対して支払われます。こうした運用成果を単独の期間だけを見て比較するのではなく、例えばファンドの設定来など長期的な期間に亘って、累積した収益が過去の最高値を更新しつつ指数等(通常はベンチマーク)の動きを上回る等の条件を満たした場合にのみ、成功報酬を徴収する方式をハイ・ウォーターマーク方式と呼びます。また、このような比較対象となる指数等の動きないしその数値をハイ・ウォーターマークと呼んでいます。

## 販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

## ファンド・オブ・ファンズ

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類で、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」です。

## ベンチマーク

運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。

# ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

## 運用状況

### (1) 投資状況

(2008年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アイルランド	1,501,669,669	97.33
投資証券	アイルランド	55,935,949	3.63
小計		1,557,605,618	100.96
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	△14,773,603	△0.96
合計 (純資産総額)	—	1,542,832,015	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

(2008年7月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	102,891,488.02	90.91
	バミューダ	2,960,221.33	2.62
	ケイマン諸島	311,319.24	0.28
	マーシャル諸島	234,988.00	0.21
	パナマ	174,983.68	0.15
	アンティル	63,044.40	0.06
	リベリア	47,909.40	0.04
	プエルトリコ	15,948.26	0.01
小計		106,699,902.33	94.28
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	6,469,533.04	5.72
合計 (純資産総額)	—	113,169,435.37	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

<ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド>

(2008年7月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
社債	アメリカ	6,859,044,044.45	14.84
特殊債	アメリカ	4,891,794,662.70	10.58
その他有価証券	アメリカ	32,605,011,182.06	70.55
小計		44,355,849,889.21	95.97
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	1,863,726,451.41	4.03
合計 (純資産総額)	—	46,219,576,340.62	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

### (2) 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年7月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アイルランド	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド Aクラス	1,183,647,236	1,250.94	1,480,681,615	1,268.68	1,501,669,669	97.33
2	アイルランド	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテュショナル・アキュムレーション・シェアクラス	43,001	1,300,138.64	55,907,262	1,300,805.77	55,935,949	3.63

#### 種類別投資比率

(2008年7月31日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.33
投資証券	3.63
合計	100.96

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ② 投資不動産物件

(2008年7月31日現在)

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(2008年7月31日現在)

該当事項はありません。

### 参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年7月29日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (株式数)	評価額 金額 (米ドル)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	TERRA INDUSTRIES - TRA	49,057.00	2,558,813.12	2.26
2	アメリカ	株式	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	15,030.00	2,294,780.40	2.03
3	アメリカ	株式	AMERISOURCEBERGEN CORP	53,900.00	2,278,353.00	2.01
4	アメリカ	株式	BUCKLE INC	42,084.00	2,166,063.48	1.91
5	アメリカ	株式	SYNOPSIS INC	87,617.00	2,103,684.17	1.86
6	アメリカ	株式	CENTURYTEL INC	57,411.00	2,081,722.86	1.84
7	アメリカ	株式	SWIFT ENERGY STK	39,977.00	1,984,458.28	1.75
8	アメリカ	株式	BIOGEN IDEC INC	27,900.00	1,966,950.00	1.74
9	アメリカ	株式	AEROPOSTALE INC	61,608.00	1,948,661.04	1.72
10	アメリカ	株式	JUNIPER NETWORKS INC	72,737.00	1,854,066.13	1.64
11	アメリカ	株式	APOLLO GROUP INC - CL A	29,711.00	1,842,082.00	1.63
12	アメリカ	株式	AGCO - AG	28,450.00	1,675,136.00	1.48
13	アメリカ	株式	AM GREETINGS	109,358.00	1,617,404.82	1.43
14	アメリカ	株式	EXPRESS SCRIPTS INC - CL A	24,800.00	1,613,240.00	1.43
15	アメリカ	株式	GAMESTOP CORP-CL A	36,425.00	1,511,637.50	1.34
16	アメリカ	株式	SUPERIOR ESSEX INC	32,903.00	1,467,802.83	1.30
17	アメリカ	株式	BELDEN CDT INC	39,147.00	1,457,834.28	1.29
18	アメリカ	株式	DECKERS OUTDOOR CORP	12,284.00	1,448,897.80	1.28
19	アメリカ	株式	RELIANT ENERGY INC	81,788.00	1,439,468.80	1.27
20	アメリカ	株式	GREENHILL & CO INC	22,900.00	1,426,441.00	1.26
21	アメリカ	株式	SPDR TRUST SERIES 1	11,200.00	1,414,336.00	1.25
22	アメリカ	株式	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	14,622.00	1,402,688.46	1.24
23	アメリカ	株式	IKON OFFICE SOLUTION INC	96,000.00	1,380,480.00	1.22
24	バミューダ	株式	PLATINUM UNDERWRITERS HLDGS	36,900.00	1,315,116.00	1.16
25	アメリカ	株式	SCHNITZER STEEL INDS INC-A	14,504.00	1,269,390.08	1.12
26	アメリカ	株式	POST PROP STK	36,000.00	1,177,200.00	1.04
27	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	36,244.00	1,167,781.68	1.03
28	アメリカ	株式	JONES LANG LASALLE INC	20,500.00	1,162,965.00	1.03
29	アメリカ	株式	TECH DATA CORP	32,105.00	1,123,675.00	0.99
30	アメリカ	株式	SPHERION CORPORATION	222,700.00	1,060,052.00	0.94

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

#### ② 投資不動産物件

(2008年7月29日現在)

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(2008年7月29日現在)

該当事項はありません。



# ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

＜ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー—ゴールドマン・サックス U.S.S.リキッド・リザーブ・ファンド＞

① 投資有価証券の主要銘柄

(2008年7月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	評価額 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	その他有価証券	DEUTSCHE BANK S7/31/2008	4,615,000,000.00	4,615,000,000.00	9.98
2	アメリカ	その他有価証券	BARCLAYS BANK P7/31/2008	4,500,000,000.00	4,500,000,000.00	9.74
3	アメリカ	その他有価証券	BANC OF AMERICA7/31/2008	3,000,000,000.00	3,000,000,000.00	6.49
4	アメリカ	その他有価証券	SG WARBURG7/31/2008	2,525,000,000.00	2,525,000,000.00	5.46
5	アメリカ	特殊債	FREDDIE MAC FRN 9/2009	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	3.25
6	アメリカ	特殊債	FED HOME LN BK FLOAT 9/9	800,000,000.00	800,000,000.00	1.73
7	アメリカ	特殊債	FED HOME LN BK FRN 07/09	750,000,000.00	749,856,293.70	1.62
8	アメリカ	その他有価証券	SOC GEN CD 3.20%	700,000,000.00	700,015,880.67	1.51
9	アメリカ	その他有価証券	BANK OF SCOTLAND CD 2.95	700,000,000.00	700,000,000.00	1.51
10	アメリカ	その他有価証券	CALYON CD Y 2.76	690,000,000.00	690,000,000.00	1.49
11	アメリカ	その他有価証券	CALYON NY BRANCH CD	673,000,000.00	673,000,000.00	1.46
12	アメリカ	その他有価証券	BANK OF SCOTLAND CD Y 2.7	650,000,000.00	650,000,000.00	1.41
13	アメリカ	その他有価証券	SOC GEN CD 2.89%	550,000,000.00	550,015,657.60	1.19
14	アメリカ	その他有価証券	SOCIETE 09/29/08	500,000,000.00	500,008,272.44	1.08
15	アメリカ	その他有価証券	LANDESBK 2.84% 08/28/08	500,000,000.00	500,003,860.87	1.08
16	アメリカ	その他有価証券	ABN AMRO BANK CD	500,000,000.00	500,003,830.60	1.08
17	アメリカ	その他有価証券	DEXIA BANK 2.635% 8/28/08	500,000,000.00	500,001,931.44	1.08
18	アメリカ	その他有価証券	CREDIT 2.90% 12/01/08	500,000,000.00	500,000,000.00	1.08
19	アメリカ	社債	DISCOUNT NOTE ACT/360	500,000,000.00	496,169,861.13	1.07
20	アメリカ	その他有価証券	BARCLAYS 2.75% 09/12/08	495,000,000.00	495,000,000.00	1.07
21	アメリカ	その他有価証券	BNP PARIBAS 2.82% 11/28/8	478,000,000.00	478,000,000.00	1.03
22	アメリカ	その他有価証券	ABN AMRO CD 2.85	465,000,000.00	465,012,985.56	1.01
23	アメリカ	その他有価証券	GENERAL ELEC CP360	445,000,000.00	444,828,180.56	0.96
24	アメリカ	その他有価証券	YORKTOWN 2.78% 09/17/08	417,483,000.00	415,935,529.69	0.90
25	アメリカ	その他有価証券	DANSKE 2.76% 09/17/08	390,000,000.00	388,564,800.00	0.84
26	アメリカ	特殊債	FEDERAL HO 3.125% 6/19/09	388,000,000.00	387,854,040.46	0.84
27	アメリカ	社債	LLOYDS TSB GRO FRN 8/7/09	350,000,000.00	350,000,000.00	0.76
28	アメリカ	その他有価証券	DEXIA BANK 2.77% 09/16/08	350,000,000.00	348,734,263.89	0.75
29	アメリカ	その他有価証券	SAN PAOLO 2.77% 09/16/08	350,000,000.00	348,734,263.89	0.75
30	アメリカ	社債	RABO FLOATING 4/30/2009	345,000,000.00	345,000,000.00	0.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。  
なお、これらの内容は、当ファンドの全てのクラスを含んだ内容です。

② 投資不動産物件

(2008年7月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(2008年7月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2008年7月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配前)	純資産総額 (百万円) (分配後)	1口当たり 純資産額 (円) (分配前)	1口当たり 純資産額 (円) (分配後)
1期	(2004年1月22日)	6,024	6,024	1,0164	1,0164
2期	(2004年7月22日)	5,868	5,926	1,0094	1,0194
3期	(2005年1月20日)	5,528	5,528	0.9930	0.9930
4期	(2005年7月21日)	5,199	5,199	1,0050	1,0050
5期	(2006年1月20日)	4,394	4,437	1,0302	1,0402
6期	(2006年7月20日)	3,213	3,244	1,0331	1,0431
7期	(2007年1月22日)	2,688	2,688	1,0008	1,0008
8期	(2007年7月20日)	2,226	2,226	0.9355	0.9355
9期	(2008年1月23日)	1,676	1,676	0.8481	0.8481
10期	(2008年7月23日)	1,543	1,543	0.8926	0.8926
	2007年7月末日	2,084	—	0.9168	—
	2007年8月末日	1,915	—	0.8667	—
	2007年9月末日	1,865	—	0.8543	—
	2007年10月末日	1,776	—	0.8457	—
	2007年11月末日	1,717	—	0.8433	—
	2007年12月末日	1,670	—	0.8455	—
	2008年1月末日	1,583	—	0.8336	—
	2008年2月末日	1,569	—	0.8507	—
	2008年3月末日	1,558	—	0.8695	—
	2008年4月末日	1,550	—	0.8790	—
	2008年5月末日	1,511	—	0.8607	—
	2008年6月末日	1,532	—	0.8861	—
	2008年7月末日	1,542	—	0.9043	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	0.0000
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.0100
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	0.0000
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	0.0000
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	0.0100
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	0.0100
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	0.0000
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	0.0000
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	0.0000
第10期	自 2008年1月24日 至 2008年7月23日	0.0000

③ 収益率の推移

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	1.6
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	0.3
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	△1.6
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	1.2
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	3.5
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	1.3
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	△3.1
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	△6.5
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	△9.3
第10期	自 2008年1月24日 至 2008年7月23日	5.2



財務ハイライト情報

・以下の情報は、「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。  
 ・「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第9期 (2008年1月23日現在)	第10期 (2008年7月23日現在)
		金額 (円)	金額 (円)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
コール・ローン		22,105,637	23,323,327
投資信託受益証券		1,519,390,046	1,470,136,621
投資証券		63,543,373	55,509,106
派生商品評価勘定		4,844,280	—
未収入金		75,988,620	33,214,280
未収利息		302	312
差入委託証拠金		1	1
流動資産合計		1,685,872,259	1,582,183,647
資産合計		1,685,872,259	1,582,183,647
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
派生商品評価勘定		—	30,428,640
未払受託者報酬		196,419	162,479
未払委託者報酬		9,133,343	7,555,329
その他未払費用		467,416	386,643
流動負債合計		9,797,178	38,533,091
負債合計		9,797,178	38,533,091
<b>純資産の部</b>			
<b>元本等</b>			
元本		1,976,352,446	1,729,358,674
剰余金		—	—
期末欠損金 (うち分配準備積立金)		300,277,365 (59,400,319)	185,708,118 (52,169,116)
剰余金合計		△300,277,365	△185,708,118
元本等合計		1,676,075,081	1,543,650,556
純資産合計		1,676,075,081	1,543,650,556
負債・純資産合計		1,685,872,259	1,582,183,647

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記番号	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
		金額 (円)	金額 (円)
<b>営業収益</b>			
受取利息		80,585	52,508
有価証券売買等損益		△141,487,501	112,444,677
為替差損益		△47,131,810	△24,331,889
営業収益合計		△188,538,726	88,165,296
<b>営業費用</b>			
受託者報酬		196,419	162,479
委託者報酬		9,133,343	7,555,329
その他費用		467,416	397,509
営業費用合計		9,797,178	8,115,317
営業利益金額		—	80,049,979
営業損失金額		198,335,904	—
経常利益金額		—	80,049,979
経常損失金額		198,335,904	—
当期純利益金額		—	80,049,979
当期純損失金額		198,335,904	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	3,351,697
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		25,558,155	—
期首欠損金		153,589,041	300,277,365
欠損金減少額		26,768,042	38,477,953
当期一部解約に伴う欠損金減少額		(26,768,042)	(38,477,953)
欠損金増加額		678,617	606,988
当期追加信託に伴う欠損金増加額		(678,617)	(606,988)
分配金		—	—
期末欠損金		300,277,365	185,708,118

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則とし て、わが国における計算期間末日 の対顧客先物売買相場の仲値によ って計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資 信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の 額をもって記録する方法を採用し ております。 但し、同61条に基づき、外国通 貨の売却時において、当該外国通 貨に加えて、外貨建資産等の外貨 基金勘定及び外貨建各損益勘定の 前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当 該外国通貨の売却時の外国為替相 場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金 勘定の割合相当の邦貨建資産等の 外国投資勘定と、円換算した外貨 基金勘定を相殺した差額を為替差 損益とする計理処理を採用して おります。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第9期 (2008年1月23日現在)	第10期 (2008年7月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,379,854,427円	1,976,352,446円
期中追加設定元本額	4,616,763円	4,456,210円
期中一部解約元本額	408,118,744円	251,449,982円
2. 計算期間末における受益権の総数	1,976,352,446口	1,729,358,674口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 300,277,365円です。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 185,708,118円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
<b>分配金の計算過程</b>		
費用控除後の配当等収益額	—円	47,639円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	1,085,592円	1,079,784円
分配準備積立金額	59,400,319円	52,121,477円
本ファンドの分配対象収益額	60,485,911円	53,248,900円
本ファンドの期末残存口数	1,976,352,446口	1,729,358,674口
1口当たり収益分配対象額	0.030604円	0.030791円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

区分	第9期 (2008年1月23日現在)		第10期 (2008年7月23日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,519,390,046	△121,525,735	1,470,136,621	103,236,620
投資証券	63,543,373	1,625,727	55,509,106	792,594
合計	1,582,933,419	△119,900,008	1,525,645,727	104,029,214

(デリバティブ取引等に関する注記)

Ⅰ 取引の状況に関する事項

第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第9期 (2008年1月23日現在)				第10期 (2008年7月23日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約 取引 売建 米ドル	1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280	1,512,819,360	—	1,543,248,000	△30,428,640
合計		1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280	1,512,819,360	—	1,543,248,000	△30,428,640

(注) 時価の算定方法

・為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
    - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日			第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス証券株式会社 (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等売買手数料	為替 —円	—	有価証券等売買手数料	為替 —円	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針  
社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。  
立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載していません。

(1口当たり情報)

区分	第9期 (2008年1月23日現在)	第10期 (2008年7月23日現在)
1口当たり純資産額	0.8481円	0.8926円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 信託約款

追加型証券投資信託  
ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド  
(愛称 GS US ニュートラル)

### 運用の基本方針

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

外国投資信託の受益証券および外国投資証券を主要投資対象とします。

##### (2) 運用方針

① 以下の外国投資信託の受益証券および外国投資証券に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

###### 1. アイルランド籍外国投資信託(契約型)

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス(以下「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」といいます。)

運用方針は、以下のとおりです。

a. 主として米国株式に投資し、個別銘柄のロング(買い)・ポジションと、ショート(売り)・ポジションを組み合わせることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、米国株式市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。

b. ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。

###### 2. アイルランド籍外国投資証券

ゴールドマン・サックス ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンド インステイテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス(以下、「US \$リキッド・リザーブズ・ファンド」といいます。)

運用方針は、以下のとおりです。

a. 主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。

② 外貨建資産については 100% 為替円ヘッジを基本とします。

③ 1ヵ月円 LIBOR をベンチマークとします。

④ 上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券への投資比率は、資金動向および投資対象となる各ファンドの収益性等を勘案して決定するものとし、原則として、米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスの組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。

⑤ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

⑥ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに運用の指図に関する権限を委託します。

##### (3) 投資制限

① 株式(上記外国投資証券を除きます。)への直接投資は行いません。

② 上記外国投資信託の受益証券および外国投資証券以外の外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 上記外国投資信託の受益証券、外国投資証券およびコマース・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

#### 3. 収益分配方針

年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 1 月および 7 月の特定日(第 8 条第 1 項に定義されます。))に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第 1 回決算日は 2004 年 1 月 22 日とします。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

② 分配金額は、委託者が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

### 追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド  
(愛称 GS US ニュートラル)

### 信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、日興シティ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第 62 号)の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 38 条第 7 項および第 10 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項または第 43 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる募集を行います。

② この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については、1,000 億円を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権につい

<sup>1</sup> 30 億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

ては、これを追加信託のつど第 8 条第 2 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託は、原則として毎月 18 日(ただし、日本における営業日であり、かつ英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日ではない日を、以下「ファンド営業日」とし、毎月 18 日がファンド営業日でないときは、翌ファンド営業日とします。)の 2 ファンド営業日後を特定日とし、当該特定日の翌営業日にこれを行うものとします。

- ② 前項における追加信託金は、特定日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第 20 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託日時異なる受益権の内容)

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
- なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券

は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となりません。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ② [削除]

#### (受益権の申込単位および価額等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従った契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、取得申込みの受け付けは、特定日の 5 営業日前までとします。ただし、第 35 条第 1 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってはその後であってもこれを受付けるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第 1 項の受益権の価額は、特定日の基準価額に、当該基準価額に 2.00% を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が別途定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日以前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、1 円に 2.00% を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ [削除]

- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第 29 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、毎月 18 日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の 2 ファンド営業日後(本項において「当該日」といいます。)において証券取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑が生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、当該日の 5 営業日前までに受付けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託者がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の

基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、取得申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 [削除]

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - 有価証券
  - 金銭債権
  - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 為替手形

(運用の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券、外国投資証券および有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス
- ゴールドマン・サックス ファンズ・ピーエルシー・ゴールドマン・サックス US \$リキッド・リザーブズ・ファンド インスティテューショナル・アキュムレーション・シェアクラス
- コマーシャル・ペーパー
- 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 預金
- 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- コール・ローン
- 手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第17条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第21条において同じ。)、第21条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに第17条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第20条および第24条から第26条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第19条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

所在地: アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生じしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(外国為替予約の運用指図)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第21条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係者を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

## 第 22 条 [削除]

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### (有価証券売却等の指図)

- 第 24 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

### (再投資の指図)

- 第 25 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (資金の借入れ)

- 第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

- 第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

### (受託者等による資金の立替え)

- 第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、外国投資証券の発行または投資口の割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### (信託の計算期間)

- 第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月の特定日の翌日から 7 月の特定日までおよび 7 月の特定日の翌日から翌年 1 月の特定日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 2003 年 8 月 29 日から 2004 年 1 月 22 日までとします。

### (信託財産に関する報告)

- 第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

### (信託事務の諸費用)

- 第 31 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。
- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。なお、第 1 回目の計算期末は 2004 年 1 月 22 日です。

### (信託報酬の額および支弁の方法)

- 第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 95 の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。なお、第 1 回目の計算期末は 2004 年 1 月 22 日です。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。



(成功報酬の額および支弁の方法)

- 第 33 条 委託者は、前条に規定する信託報酬(以下、本条において「基本報酬」といいます。))に加えて、特定日の基準価額(基本報酬控除後であり、本条に規定する成功報酬控除前であるものとします。なお、本条に基づく成功報酬の計算においては、収益の分配がなされた場合にもその影響は排除されるものとします。))が、以下に定める方法で計算される価額(以下「ハイ・ウォーターマーク」といいます。))を超えた場合には、当該超過額に対して 25%の率を乗じて得た額(以下「成功報酬」といいます。))を受領します。ある特定日(以下「当該特定日」といいます。))におけるハイ・ウォーターマークは、直前の特定日のハイ・ウォーターマークに対し、直前の特定日の 1 ヶ月円 LIBOR(1 年を 360 日として計算)により、直前の特定日の翌営業日から当該特定日までの期間計算される額を加算して得られる価額とします。上記にかかわらず、ある特定日において成功報酬が受領された場合においては、爾後のハイ・ウォーターマークの計算においては、かかる特定日のハイ・ウォーターマークは、基本報酬控除後かつ当該成功報酬控除後でありかつ収益の分配が行われた場合の収益分配後の基準価額とします。ただし、信託契約締結日以後最初の特定日におけるハイ・ウォーターマークの計算においては、直前の特定日のハイ・ウォーターマークとは 1 口につき 1 円を、直前の特定日とは信託契約締結日を意味するものとします。
- ② 前項の成功報酬は毎計算期末または信託終了の時信託財産中から支弁するものとします。
  - ③ 第 1 項の成功報酬は、前条に定める信託報酬の一部として計上します。前条を除き、この約款において「信託報酬」という場合には、第 1 項の成功報酬を含むものとします。
  - ④ 第 1 項の成功報酬に対する消費税等に相当する金額を成功報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。
  - ⑤ 第 1 項の特定日は、第 12 条第 5 項の規定に従うものとします。

(収益の分配)

- 第 34 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資ならびに償還金および一部解約金の支払い)

- 第 35 条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。
  - ③ 前項の場合、収益分配金は、当該計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、毎計算期間の末日にお

て振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。))に支払います。

- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。))に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、原則として特定日から起算して 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて当該受益者に支払います。
- ⑥ 前 4 項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払いをもって免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいいます。))は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑧ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者に過失がない場合に限り、受託者の承諾を得て委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

- 第 36 条 受益者が、収益分配金については毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、および信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第 37 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項または第 3 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 35 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 38 条 受益者は、特定日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該特定日を一部解約実行の請求日として、1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約実行の請求の受け付けは、特定日の 5 営業日前までとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、本条第 11 項に規定する場合を除きこの信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に 0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、毎月 18 日(ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。)の 2 ファンド営業日後(本項において「当該日」といいます。))において、証券取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、当該日の 5 営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、第 12 条第 5 項の通り、委託者がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の 5 営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から 4 営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託者が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の 5 営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、前項により定められる日を特定日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 第 39 条第 3 項から第 6 項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、第 39 条第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 38 条第 7 項」と読み替えます。
- ⑩ 受益者による第 1 項の一部解約の実行の請求に基づいてこの信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 0 となる場合には、委託者は、受託者と協議のうえ委託者が指定する日をもって、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑪ 委託者が、前項の解約をするときは、第 1 項に定めるこの信託契約の一部の解約は行いません。第 39 条第 2 項の規定は、前項の場合にこれを準用します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 38 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の

請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 40 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 44 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 41 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第 44 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 42 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 43 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第 44 条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託者が合理的に判断したときで、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 日興シティ信託銀行株式会社

- ④ 本条に基づき受託者が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとし、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

#### (信託約款の変更)

第 44 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 45 条 第 39 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 39 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (公 告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第 47 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (附 則)

第 1 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条、第 11 条、第 13 条から第 15 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003 年 8 月 29 日



ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

愛称：GS US ニュートラル

追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

請求目論見書

2008.10

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ 設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)(以下「本ファンド」といいます。 )の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 20 年 10 月 15 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 10 月 16 日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは投資信託証券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。 )に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

#### 【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の変動や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注 1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を「販売会社」といいます。
- (注 2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法第 198 号。その後の改正を含みます。 )を「投資信託法」ということがあります。また、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとします。 )を「社振法」ということがあります。
- (注 3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注 4) 本書においてゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド(愛称「GS US ニュートラル」)を「本ファンド」または「GS US ニュートラル」ということがあります。また、主要投資対象であるゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラスおよびゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーーゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンドをそれぞれ「米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド A クラス」および「US\$リキッド・リザーブズ・ファンド」ということがあります。
- (注 5) 委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループ全体を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

## 目 次

第 1	ファンドの沿革 .....	1
第 2	手続等 .....	1
1	申込(販売)手続等 .....	1
2	換金(解約)手続等 .....	1
第 3	管理及び運営 .....	3
1	資産管理等の概要 .....	3
2	受益者の権利等 .....	6
第 4	ファンドの経理状況 .....	7
1	財務諸表 .....	7
2	ファンドの現況 .....	13
第 5	設定及び解約の実績 .....	13



## 第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は2003年8月29日であり、同日より運用を開始しました。

## 第2 手続等

### 1 申込（販売）手続等

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとし、お買付のお申込みは、毎月18日（ただし、ファンド休業日の場合は翌ファンド営業日<sup>\*1</sup>とします。）の2ファンド営業日後を特定日<sup>\*2</sup>とし、当該特定日の5営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*3</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

\*1 日本における営業日であり、かつ英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日でない日とします。

\*2 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となる場合があります。

\*3 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、特定日の基準価額です。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Uニユト）。

(4) お買付単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社でお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 毎月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(6)において「当該日」といいます。）において金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社によって当該日の5営業日前までにすでに受付けたお買付のお申込みが取消される場合があります。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付のお申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

### 2 換金（解約）手続等

(1) ご換金の申込みは、毎月の特定日<sup>\*1</sup>の5営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*2</sup>までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込み

が行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\* 1 原則として毎月20日を特定日とします。ただし、毎月18日以降にファンド休業日がある場合には、特定日が21日以降となることがあります。

\* 2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。受益者は、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額<sup>\*</sup>として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）となります。手取額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

\* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用/税金について知りたい」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：Uニユト）。

(5) 一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(6) 毎月18日（ファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。）の2ファンド営業日後（本(6)において「当該日」といいます。）において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、当該日の5営業日前までにすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。

この場合、委託会社がかかると判断した後の最初の基準価額の計算日の5営業日後を特定日とします。さらに、当該日の前営業日から4営業日前までの期間において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が変更後の特定日の5営業日前までにその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

(7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

## 第3 管理及び運営

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称：Uニユト)。

委託会社は、年2回(1月および7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2) 保管

該当事項はありません。

#### (3) 信託期間

本ファンドの信託期間は2003年8月29日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4) 計算期間

本ファンドの計算期間は、毎年1月の特定日の翌日から7月の特定日までおよび7月の特定日の翌日から翌年1月の特定日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2003年8月29日から2004年1月22日までとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

#### (5) その他

##### a. 信託の終了

##### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

##### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選

任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### c. その他の契約の変更

##### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

##### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a. または上記 b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

h. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する外国投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、外国投資信託の受益証券にかかる収益分配金、外国投資証券の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、外国投資証券の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## 2 受益者の権利等

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金および償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

### (6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。



第4 ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、第9期計算期間（2007年7月21日から2008年1月23日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成19年内閣府令第61号）附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第10期計算期間（2008年1月24日から2008年7月23日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2007年7月21日から2008年1月23日まで）及び、第10期計算期間（2008年1月24日から2008年7月23日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

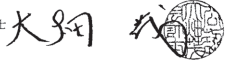
独立監査人の監査報告書

平成20年8月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年1月24日から平成20年7月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年7月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

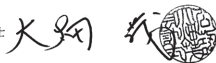
独立監査人の監査報告書

平成20年2月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成19年7月21日から平成20年1月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの平成20年1月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	第9期 (2008年1月23日現在)	第10期 (2008年7月23日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		22,105,637	23,323,327
投資信託受益証券		1,519,390,046	1,470,136,621
投資証券		63,543,373	55,509,106
派生商品評価勘定		4,844,280	—
未収入金		75,988,620	33,214,280
未収利息		302	312
差入委託証拠金		1	1
流動資産合計		1,685,872,259	1,582,183,647
資産合計		1,685,872,259	1,582,183,647
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		—	30,428,640
未払受託者報酬		196,419	162,479
未払委託者報酬		9,133,343	7,555,329
その他未払費用		467,416	386,643
流動負債合計		9,797,178	38,533,091
負債合計		9,797,178	38,533,091
純資産の部			
元本等			
元本		1,976,352,446	1,729,358,674
剰余金			
期末欠損金		300,277,365	185,708,118
(うち分配準備積立金)		(59,400,319)	(52,169,116)
剰余金合計		△300,277,365	△185,708,118
元本等合計		1,676,075,081	1,543,650,556
純資産合計		1,676,075,081	1,543,650,556
負債・純資産合計		1,685,872,259	1,582,183,647

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	第9期	第10期
		自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		80,585	52,508
有価証券売却等損益		△141,487,501	112,444,677
為替差損益		△47,131,810	△24,331,889
営業収益合計		△188,538,726	88,165,296
営業費用			
受託者報酬		196,419	162,479
委託者報酬		9,133,343	7,555,329
その他費用		467,416	397,509
営業費用合計		9,797,178	8,115,317
営業利益金額		—	80,049,979
営業損失金額		198,335,904	—
経常利益金額		—	80,049,979
経常損失金額		198,335,904	—
当期純利益金額		—	80,049,979
当期純損失金額		198,335,904	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	3,351,697
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		25,558,155	—
期首欠損金		153,589,041	300,277,365
欠損金減少額		26,768,042	38,477,953
当期一部解約に伴う欠損金減少額		(26,768,042)	(38,477,953)
欠損金増加額		678,617	606,988
当期追加信託に伴う欠損金増加額		(678,617)	(606,988)
分配金		—	—
期末欠損金		300,277,365	185,708,118

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	投資信託受益証券、投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び 評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則とし て、わが国における計算期末日 の対顧客先物売相場の仲値によ って計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資 信託財産の計算に関する規則」(平 成12年総理府令第133号)第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の 額をもって記録する方法を採用し ております。 但し、同61条に基づき、外国通 貨の売却時において、当該外国通 貨に加えて、外貨建資産等の外貨 基金勘定及び外貨建各損益勘定の 前日の外貨建純資産額に対する当 該売却外国通貨の割合相当額を当 該外国通貨の売却時の外国為替相 場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金 勘定の割合相当の邦貨建資産等の 外国投資勘定と、円換算した外貨 基金勘定を相殺した差額を為替差 損益とする処理処理を採用して おります。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第9期 (2008年1月23日現在)	第10期 (2008年7月23日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,379,854,427円	1,976,352,446円
期中追加設定元本額	4,616,763円	4,456,210円
期中一部解約元本額	408,118,744円	251,449,982円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	1,976,352,446口	1,729,358,674口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 300,277,365円です。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 185,708,118円です。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	—円	47,639円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売却等損益額	—円	—円
収益調整金額	1,085,592円	1,079,784円
分配準備積立金額	59,400,319円	52,121,477円
本ファンドの分配対象収益額	60,485,911円	53,248,900円
本ファンドの期末残存口数	1,976,352,446口	1,729,358,674口
1口当たり収益分配対象額	0.030604円	0.030791円
1口当たり分配金額	—円	—円
収益分配金金額	—円	—円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

区分	第9期 (2008年1月23日現在)		第10期 (2008年7月23日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,519,390,046	△121,525,735	1,470,136,621	103,236,620
投資証券	63,543,373	1,625,727	55,509,106	792,594
合計	1,582,933,419	△119,900,008	1,525,645,727	104,029,214

(デリバティブ取引に関する注記)

1 取引の状況に関する事項

区分	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通 貨関連では為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本 方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率 的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回 避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係る リスクとしては、為替などの市場価格が変動する事 によって発生するマーケットリスク及び取引相手手が契 約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態 となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、運用・ 執行を担当する部署により行っております。また、法 令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コン プライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、 あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約 額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデ リバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

# ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

## II 取引の時価等に関する事項 通貨関連

区分	種類	第9期 (2008年1月23日現在)				第10期 (2008年7月23日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280	1,512,819,360	—	1,543,248,000	△30,428,640
合計		1,562,518,280	—	1,557,674,000	4,844,280	1,512,819,360	—	1,543,248,000	△30,428,640

(注) 時価の算定方法

- ・為替予約取引
- 1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
    - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
    - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月21日 至 2008年1月23日			第10期 自 2008年1月24日 至 2008年7月23日		
	関連当事者の名称 (本ファンドとの関係)	取引の 内容	取引の種別 の取引金額	取引の 内容	取引の種別 の取引金額	取引により発生した債権又は 債務に係る主な項目別の当該 計算期間の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等)	有価証券 等売買 手数料	為替	—	有価証券 等売買 手数料	為替	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

### (1口当たり情報)

区分	第9期 (2008年1月23日現在)	第10期 (2008年7月23日現在)
1口当たり純資産額	0.8481円	0.8926円

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 附属明細表

### ① 有価証券明細表

#### (ア) 株式

該当事項はありません。

#### (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ ニュートラル・ファンドAクラス	1,183,647,236	13,694,798.52	
	投資証券	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシ ーゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザ ーブ・ファンド インスティチュショナル・アキ ュムレーション・シェアクラス	43,001	517,085.30	
小計				14,211,883.82	
				(1,525,645,727)	
合計				1,525,645,727	
				(1,525,645,727)	

1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券比率	組入投資証券比率	合計金額に対する 比率
米ドル	投資信託受益証券	1銘柄	96.4%	—
	投資証券	1銘柄	—	3.6%

### ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

### (参考情報)

本ファンドは「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」の受益証券および「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブ・ファンド インスティチュショナル・アキユムレーション・シェアクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は、これらの投資信託受益証券および投資証券です。

これらの投資信託受益証券および投資証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載された情報は監査対象外です。

「ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドAクラス」は、アイルランド籍の契約型の外国投資信託です。同投資信託受益証券は、2007年9月30日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

「ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー—ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブ・ファンド インスティチュショナル・アキユムレーション・シェアクラス」はアイルランド籍の外国投資証券です。同投資証券は、2007年12月31日に計算期間が終了し、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、公認会計士による財務諸表監査を受けています。

### ●ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンドの組入資産の明細 (2008年7月18日現在)

これらの内容は、本投資信託受益証券の全てのクラスを含んだ内容です。

#### 株式 (買建)

銘柄名	組入比率
A O SMITH STK	0.01%
AARON RENTS INC	0.04%
ABM INDUSTRIES STK	0.19%
ACXION CORP	0.15%
ADVENT SOFTWARE INC	0.58%
AEROPOSTALE INC	1.80%
AGCO - AG	1.31%
ALASKA AIRLINES STK	0.10%
ALBANY MOLECULAR RESEARCH	0.01%
ALLIANCE ONE INTERNATIONAL INC	0.35%
ALPHA NATURAL RESOURCES INC	1.25%
AM CASTLE STK	0.02%
AM GREETINGS	1.35%
AMB PROPERTY CORP	0.54%
AMERISOURCEBERGEN CORP	1.85%
AMPSCO PITTSBURGH STK	0.08%
AMREP STK	0.01%
AMTRUST FINANCIAL SERVICES	0.08%
ANALOGIC CORP	0.07%
ANDERSONS INC/THE	0.10%
ANSOFT CORP	0.41%

銘柄名	組入比率
ANSYS INC	0.04%
APOLLO GROUP INC - CL A	1.59%
ARBITRON INC	0.70%
ARCH CHEMICALS INC	0.01%
ARKANSAS BEST CORP	0.88%
ARLINGTON TANKERS LTD	0.01%
ASBURY AUTOMOTIVE GROUP INC	0.20%
ASTAINFO	0.02%
ASPEN INSURANCE HOLDINGS LTD	0.51%
ASTEC INDUSTRIES INC	0.03%
ATMEL CORP	0.70%
AVALON BAY COMMUNITIES INC	0.03%
AVNET INC	0.37%
BANCORPSOUTH INC	0.01%
BANK OF AMERICA CORP	0.91%
BARNES & NOBLE STK	0.16%
BELDEN CDT INC	1.21%
BELO (A.H.) CORP - COM SER A	0.19%
BENCHMARK STK	0.12%
BERRY PETROLEUM STK	0.23%
BIG LOTS INC.	0.22%
BILL BARRETT CORP	0.36%
BIODEN IDEC INC	1.64%
BJS WHOLESALE - BJ	0.48%
BLUE COAT SYSTEMS INC	0.06%
BOIS D ARC ENERGY INC	0.20%
BOSTON BEER COMPANY INC.	0.05%
BOSTON PRIVATE STK	0.01%
BOTTOMLINE TECHNOLOGIES INC	0.00%
BRIGGS AND STRATTON CORP	0.04%
BROWN SHOE COMPANY INC	0.02%
BRUKER BIOSCIENCES CORP	0.13%
BRUNSWICK STK	0.24%
BRUSH WELLMAN STK	0.04%
BUCKLE INC	1.85%
BUCYRUS INTERNATIONAL INC-A	0.15%
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	0.01%
BUNGE LIMITED	0.12%
CAL DIVE INTERNATIONAL INC	0.00%
CAL-MAINE FOODS INC	0.06%
CALAMOS ASSET MANAGEMENT-A	0.00%

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

銘柄名	組入比率
CALGON CARBON STK	0.02%
CALLON PETROLEUM CORP	0.03%
CAPELLA EDUCATION CO	0.14%
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	0.12%
CARACO PHARM LAB STK	0.06%
CARPENTER TECH STK	0.00%
CASEYS GENERAL STORES INC CS	0.46%
CASH AMER INV STK	0.26%
CATO CORP-CL A	0.03%
CBS CORP-CLASS B	0.39%
CEC ENTERTAINMENT INC	0.03%
CELERA CORP	0.12%
CENTURYTEL INC	1.90%
CEPHEID INC	0.21%
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2.04%
CHART INDUSTRIES INC	0.01%
CHILDRENS PLACE	0.13%
CHIPOTLE MEXICAN GRI-CLASS B	0.46%
CHIQUITA BRANDS INTERNATIONAL	0.78%
CINCINNATI BELL INC	0.06%
CLEAR CHANNEL OUTDOOR-CL A	0.05%
CLECO CORPORATION	0.00%
COLUMBIA SPORTSWEAR CO	0.00%
COLUMBUS MCKINNON CORP/NY	0.02%
COMERICA INC	0.11%
COMFORT SYSTEMS USA INC	0.01%
COMPASS MINERALS INTERNATIONAL	0.25%
COMPLETE PRODUCTION SERVICES	0.06%
COMSTOCK RESOURCES INC	0.15%
CONCHO RESOURCES INC	0.26%
CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	0.28%
COOPER TIRE STK	0.10%
COX RADIO INC-CL A	0.09%
CROSSTEX ENERGY INC	0.00%
CUBIC CORP	0.01%
CUBIST PHARMACEUTICALS	0.15%
CYBERSOURCE CORP	0.07%
DAWSON GEOPHYSICAL CO	0.01%
DCT INDUSTRIAL TRUST INC	0.19%
DECKERS OUTDOOR CORP	1.27%
DEVRY INC	0.01%

銘柄名	組入比率
GREENBRIER STK	0.09%
GREENHILL & CO INC	1.14%
GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	0.02%
GYMBOREE CORP	0.74%
HARTE HANKS STK	0.02%
HARVEST NATURAL RESOURCES IN	0.04%
HERBALIFE LTD	0.00%
HERMAN MILLER	0.18%
HILL-ROM HOLDINGS INC	0.03%
HNI CORP - NEW	0.00%
HORSEHEAD HOLDING CORP	0.05%
HUB GROUP INC -CL A	0.06%
HUNT (JB) TRANSPORT SVCS INC	0.37%
HUTCHINSON TECH INC. CS	0.06%
IDENIX PHARMACEUTICALS INC	0.01%
IGATE CORP	0.03%
IKON OFFICE SOLUTION INC	1.09%
IMPERIAL SUGAR CO	0.10%
INFOSPACE INC	0.35%
INGLES MARKETS INC -CL A	0.13%
INGRAM MICRO INC- CL A	0.28%
INNOPHOS HOLDINGS INC	0.04%
INSIGHT ENTERPRISES INC	0.07%
INTERWOVEN INC (USD)	0.36%
INVACARE CORP CS	0.15%
TPC HOLDINGS LTD	0.45%
JACK IN THE BOX	0.59%
JANUS CAPITAL GROUP INC.	0.01%
JDA SOFTWARE GROUP INC	0.00%
JO-ANN STORES INC	0.33%
JONES LANG LASALLE INC	1.09%
JOY GLOBAL INC	0.22%
JUNIPER NETWORKS INC	1.49%
KAISER ALUMINUM CORP	0.26%
KBR INC (USD)	0.12%
KENDLE INTERNATIONAL INC	0.02%
KENNETH COLE STK A	0.00%
KILROY REALTY CORP	0.04%
KIMBALL INTERNATIONAL CL -B	0.01%
KINDRED HEALTHCARE INC	0.23%
KINETIC CONCEPTS INC	0.51%

銘柄名	組入比率
DIONEX CORP	0.01%
DOLLAR THRIFTY AUTOMOTIVE GP	0.04%
DOLLAR TREE INC	0.10%
DYNAMEX INC	0.01%
EARTHLINK INC	0.01%
EATON VANCE CORP	0.20%
EMBARQ CORP	0.03%
EMULEX CORP	0.00%
ENCORE WIRE CORP	0.09%
ENDURANCE SPECIALTY HOLDINGS	0.05%
ENERGY PARTNERS LTD	0.14%
ENTERCOM COMMUNICATIONS CORP	0.19%
ENZON INC	0.07%
EQUITY ONE INC	0.03%
ERESEARCH TECHNOLOGY INC	0.27%
EXPRESS SCRIPTS INC - CL A	1.42%
FEDERAL REALTY STK	0.45%
FEDERATED INVESTORS INC -CL B	0.01%
FERRO STK	0.04%
FIRST AMER FINCL STK	0.22%
FIRST BK PUERTO STK	0.01%
FIRSTFED FIN STK	0.09%
FLAGSTONE REINSURANCE HOLDIN	0.04%
FLOWERS FOOD INC	0.29%
FOSSIL INC	0.64%
FOSTER (LB) CO -CL A	0.40%
FPIC INSURANCE GROUP INC	0.01%
FREIGHTCAR AMERICA INC	0.05%
FRESH DEL MONTE PRODUCE INC	0.31%
GAMCO INVESTORS INC - CL A	0.00%
GAMESTOP CORP-CL A	1.50%
GANNETT CO	0.37%
GARTNER GROUP - IT	0.02%
GENERAL MARITIME CORP	0.17%
GENESSE & WYOMING INC - CL A	0.10%
GFI GROUP INC	0.06%
GLOBAL INDUSTRIES LTD	0.15%
GOLAR LNG LTD (USD)	0.00%
GRAFTECH INTERNATIONAL LTD	0.57%
GRAY TELEVISION INC	0.03%
GREEN MTN COFFEE STK	0.09%

銘柄名	組入比率
KNIGHT CAPTIAL GROUP INC	0.02%
KNIGHTSBRIDGE TANKERS LTD	0.00%
KOPPERS HOLDINGS INC	0.68%
LANDAMERICA FINANCIAL GROUP	0.17%
LANDRYS SEAFOOD RESTAURANTS	0.07%
LANDSTAR SYSTEM INC	0.01%
LEAP WIRELESS INTL INC	0.02%
LENNOX INTL INC	0.01%
LIN TV CORP - CL A	0.04%
LONGS DRUG STRS STK	0.40%
LST INDUSTRIES INC	0.05%
LUFKIN INDUSTRIES	0.04%
LUMINEX CORP	0.03%
MACERICH STK	0.38%
MANPOWER STK	0.09%
MARINER ENERGY INC	0.52%
MARSHALL & ILSLEY	0.69%
MARTEN TRANSPORT LTD	0.10%
MASIMO CORPORATION	0.04%
MASSEY ENERGY	0.01%
MATRIX SERVICE CO	0.01%
MAX CAPITAL GROUP LTD	0.22%
MAXIMUS INC	0.01%
MCG CAPITAL	0.01%
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	0.54%
MEDICAL ACTION IND INC	0.01%
MENTOR CORP/MINN (USD)	0.01%
MENTOR GRAPHICS CORP	0.21%
MERIT MEDICAL SYSTEMS INC	0.03%
METHODE ELECTRONICS -CL A	0.31%
MICROSTRATEGY INC-CL A	0.74%
MINERALS TECH STK	0.04%
MIPS TECHNOLOGIES INC CL A	0.03%
MPS GROUP INC	0.45%
MUELLER INDS STK	0.03%
NACCO STK	0.57%
NASH FINCH CO	0.42%
NATIONAL BEVERAGE CORP	0.01%
NATIONAL INSTRUMENTS CORP	0.06%
NATIONWIDE HLTH STK	0.04%
NETFLIX.COM INC	0.06%

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

銘柄名	組入比率
NEWMARKET CORP	0.42%
NJ RESOURCES STK	0.01%
NORTHWEST NATURAL GAS CO	0.00%
NTELOS HOLDINGS CORP	0.62%
NUVASIVE INC	0.01%
OCHARLEYS INC.	0.14%
OLD REPUBLIC STK	0.32%
OLYMPIC STEEL INC	0.32%
ORTHOFIX INTERNATIONAL NV	0.06%
OSI PHARMACEUTICALS	0.25%
OWENS & MINOR STK	0.48%
PACER INTERNATIONAL INC	0.11%
PANTRY INC.	0.02%
PAR PHARMACEUTICAL COS INC	0.00%
PAREXEL INTERNATIONAL CORP	0.04%
PARK-OHIO HOLDINGS CORP	0.03%
PDL BIOPHARMA INC	0.29%
PETROLEUM DEVELOPMENT CORP	0.06%
PETROQUEST ENERGY INC	0.01%
PHARMANET DEVELOPMENT GROUP INC	0.10%
PIER 1 IMPORTS INC	0.02%
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	0.05%
PIPER JAFFRAY COS	0.33%
PLATINUM UNDERWRITERS HLDGS	1.13%
PORTLAND GENERAL ELECTRIC CO	0.01%
POST PROP STK	0.93%
POWELL INDUSTRIES INC	0.00%
PRE PAID LEGAL STK	0.31%
PREMIERE GLOBAL SERVICES INC	0.09%
PRICESMART INC	0.32%
PROLOGIS TRUST	0.34%
PROVIDENT FINANCIAL SERVICES	0.19%
QLOGIC CORP	0.02%
QUANEX BUILDING PRODUCTS	0.02%
QUIDEL CORP	0.06%
RALCORP STK	0.05%
REALNETWORKS INC.	0.67%
REGENCY CENTERS CORP	0.21%
REGIONS FINANCIAL CORP	0.04%
REHABCARE GROUP INC	0.07%
RELIANT ENERGY INC	1.34%

銘柄名	組入比率
SYNOPSIS INC	1.95%
TALEO CORP-CLASS A	0.01%
TAUBMAN CNTR STK	0.15%
TECH DATA CORP	1.00%
TECHNITROL STK	0.05%
TEEKAY TANKERS LTD-CLASS A	0.05%
TELETECH - TTEC	0.03%
TERRA INDUSTRIES - TRA	2.06%
THE LACLEDE GROUP INC	0.03%
TITAN INTERNATIONAL INC	0.10%
TITAN MACHINERY INC	0.42%
TNS INC	0.07%
TREDEGAR CORP	0.11%
TREEHOUSE FOODS INC-WHEN ISS	0.02%
TRIMAS CORP	0.00%
UNION DRILLING INC	0.03%
UNISOURCE ENERGY CORP HLD CO	0.03%
UNITED STATIONERS INC	0.24%
UNIVERSAL STAIN STK	0.00%
UNIVERSAL STK	0.63%
UNIVERSAL TRUCKLOAD SERVICES	0.00%
US CELLULAR	0.09%
UTSTARCOM INC	0.02%
VAALCO ENERGY INC	0.05%
VALMONT INDUSTRIES	0.05%
VARIAN INC	0.88%
VARIAN SEMICONDUCTOR EQUIPMENT	0.13%
VENTAS INC	0.19%
VIGNETTE CORPORATION	0.24%
VOCUS INC	0.22%
VOLT INFO SCIENCES INC	0.02%
W&T OFFSHORE INC	0.00%
WARNACO GROUP INC	0.01%
WEBSTER FINANCIAL CORP	0.00%
WEIS MARKETS STK	0.06%
WERNER ENTERPRISES INC	0.44%
WESTLAKE CHEMICAL CORP	0.05%
WHITNEY HOLDING CORP	0.01%
WILLBROS GROUP INC.	0.16%
WINN DIXIE STORES INC	0.64%
WMS INDUSTRIES STK	0.11%

銘柄名	組入比率
REPUBLIC AIRWAYS HOLDINGS IN	0.02%
RIGHTNOW TECHNOLOGIES INC	0.01%
ROBBINS & MYERS INC	0.04%
ROSETTA RESOURCES INC	0.16%
ROSS STORES INC	0.04%
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD (USD)	0.04%
RUDDICK STK	0.17%
RUSH ENTERPRISES INC-CL A	0.02%
S1 CORPORATION	0.13%
SAIA INC	0.05%
SANDERSON FARMS INC	0.22%
SAPIENT CORPORATION	0.07%
SAUL CENTERS INC	0.08%
SCHNITZER STEEL INDS INC-A	1.17%
SCHOLASTIC CORP	0.07%
SCHOOL SPECIALTY INC	0.01%
SHAW GROUP INC	0.01%
SHENGDATECH INC	0.25%
SKETCHERS USA	0.02%
SKYWEST	0.22%
SKYWORKS SOLUTIONS INC	0.89%
SOHU.COM INC	0.50%
SONIC AUTOMTIVE INC	0.12%
SONICWALL INC	0.09%
SPARTECH STK	0.10%
SPHERION CORPORATION	0.91%
SPSS INC	0.01%
SPX CORP	0.71%
STANDARD PARKING CORP	0.03%
STEC INC	0.14%
STEPAN STK	0.06%
STERIS CORP - STRL	0.03%
STEWART INFO SVC STK	0.48%
STONE ENERGY STK	0.25%
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	0.03%
SUNTRUST BANKS STK	0.06%
SUPERIOR ESSEX INC	1.33%
SWIFT ENERGY STK	1.92%
SYNAPTICS INC	0.24%
SYNERGY HOLDINGS INC	0.00%
SYNNEX CORP	0.01%

銘柄名	組入比率
WOODWARD GOVERNOR CO	0.16%
WORLD ACCEPTANCE CORP	0.80%
WORLD FUEL SVC STK	0.03%
WORTHINGTON INDUSTRIES	0.45%
XOMA LTD	0.01%
YRC WORLDWIDE INC	0.32%
ZALE CORP - ZLC	0.13%
ZEP INC	0.03%
ZIONS BANCORPORATION	0.06%
ZOLL MEDICAN CORP	0.05%

(注1) データ提供元: Investors Fund Services (Ireland) Limited

(注2) 組入比率は、当該投資信託受益証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

# ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

●ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー—ゴールドマン・サックス U S \$ リキッド・リザーブズ・  
 ファンドの組入資産の明細 (2008年7月22日現在)  
 これらの内容は、本投資証券の全てのクラスを含んだ内容です。

銘柄名	組入比率
<社債>	
ALLIANCE&LEICESTER 9/5/08	0.31%
ANZ NATIONAL FRN 9-2-09	0.40%
AUST & NZ FRN 12/23/08	0.13%
BANCO ESPANOL FRN 4/18/08	0.26%
BANK AMERICA 12/18/2008	0.52%
BANK OF AMER FRN 7/25/08	0.31%
BANK OF SCOT FRN 09/08/08	0.12%
BANQUE FED CRED 10/13/08	0.42%
BNP PARIBAS FRN 4.07958	0.40%
BNP PARIBAS FRN 8/7/2008	0.21%
CAJA AHORROS FRN 07/23/08	0.37%
CAJA MADRID FRN 10/19/07	0.26%
COM BK FRN 08/24/06	0.07%
CREDIR AGRIC FRN 11/24/08	0.37%
DANBK FRN5.34%7/8/2009	0.42%
DEUTSCHE BANK 01072008	0.36%
DEUTSCHE BANK FRN 2/4/09	0.31%
DEUTSCHE BANK FRN 9/22/08	0.42%
FED HOME LOAN 12/29/08	0.47%
FED NATL MORT FRN 12/30/9	0.42%
GENERAL ELEC FRN 01/05/09	0.20%
GENERAL ELEC FRN 10/24/08	0.33%
GENERAL ELEC FRN 12/12/08	0.42%
HBOS TSV SRVCS FRN 09/05	0.40%
MERRILL LYNCH FRN 10/3/08	0.13%
METLIFE GLOBL FRN09/12/08	0.13%
MORGAN STAN FRN 11/03/08	0.20%
NATEXIS BANK 04/01/10	0.29%
NATEXIS BANQ FRN 08/14/08	0.16%
NATIONWIDE FRN 07/28/2008	0.10%
NATL AUBK FRN 3/6/2009	0.25%
NORDEA BANK FRN 09/11/08	0.10%
NORDEA BNK FRN 9/9/08	0.26%
RABO FLOATING 4/30/2009	0.72%
RBOS EXT 09/19/2008	0.10%
ROYAL BK CAN FRN 11/07/08	0.19%

銘柄名	組入比率
ROYAL BK CANADA FRN 3/1/7	0.18%
ROYAL BK EIRE FRN 09/18/8	0.15%
ROYAL BK FRN 9/5/2008	0.18%
ROYAL BK SCOT FRN 07/28/8	0.13%
RYL BK CANADA FRN 5/15/09	0.40%
SKANDINAVISKA FRN 8/21/08	0.21%
SVENSKA HANDELS FRN 08/08	0.21%
UBS STAMFORD FRN 6/16/08	0.52%
WESTPAC BANK FRN 03/27/09	0.42%
WESTPAC BK FRN 02/16/07	0.21%
WESTPAC BK FRN 10/10/08	0.16%
WORLD SAV BK FRN 9/08	0.21%
<譲渡性預金証書>	
ABN AMRO BANK CD	1.05%
ABN AMRO CD 2.85	0.97%
ABN C3.22% Y3.19% 12/19/8	0.21%
AUS & NZ 09/24/08	0.63%
AUS AND NZ BANK CD	0.52%
BANK OF SCOTLAND CD 2.95	1.46%
BANK OF SCOTLAND CD Y 2.7	1.36%
BARCLAYS 2.75% 09/12/08	1.04%
CALYON CD Y 2.76	1.44%
CALYON NY BRANCH CD	1.41%
CREDIT 2.90% 12/01/08	1.05%
LANDESBANK CD	0.42%
LANDESBK 2.84% 08/28/08	1.05%
SOC GEN CD 2.89%	1.15%
SOC GEN CD 3.20%	1.46%
<コマース・ペーパー>	
AMSTEL 2.92% 09/15/08	0.21%
AMSTEL FUNDING CP 2.75	0.41%
AMSTEL FUNDING CP Y 2.76	0.21%
AMSTERDAM FUNDING CP2.57	0.25%
ASPEN 2.78% 09/10/08	0.61%
ASPEN 2.80% 09/16/08	0.20%
ATLANTIC ASSET CP(04821THF5)	0.60%
ATLANTIC ASSET CP(04821JF3)	0.26%
ATLANTIC CP Y 2.59	0.26%
ATLANTIS ONE FUNDING CP	0.42%
BNP PARIBAS 2.82% 11/28/8	1.00%
CAFCO LLC CP360	0.17%

銘柄名	組入比率
CAISSE 2.81% 09/22/08	0.40%
CHARTA LLC CP360	0.21%
CIESCO LP CP360	0.25%
CITIGROUP 2.95% 09/16/08	0.21%
CRC FUNDING 2.9% 08/08/08	0.21%
DAKOTA 2.81% 09/10/08	0.28%
DAKOTA CP NTS (1730Q9PM9)	0.21%
DAKOTA CP NTS (1730Q9QT3)	0.42%
DANSKE 2.76% 09/17/08	0.81%
DEXIA BANK 2.635% 8/28/08	1.05%
DEXIA BANK 2.77% 09/16/08	0.73%
EMERALD 3.00% 08/27/08	0.10%
EMERALD 3.15% 09/16/08	0.21%
EMERALD CP NOTE (05522FEP5)	0.21%
EMERALD CP NOTES (05522FDZ4)	0.19%
EMERALD CP NOTES (05522FEK6)	0.31%
EMERALD CPNTS	0.21%
FALCON ASSET CP360	0.32%
GEMINI 2.85% 09/24/08	0.21%
GEMINI SEC CP360	0.21%
GENERAL ELEC CP360	0.93%
ING AMERICA 2.78% 9/18/08	0.20%
ING AMERICA INSUR CP	0.15%
KITTY 2.80% 09/19/08	0.42%
KITTY HAWK 2.78% 09/16/08	0.42%
LMA AMERICAS CP	0.41%
LMA-AMERICAS 2.65% 8/26/8	0.16%
NEWPORT FUNDING CP	0.42%
NIEUW 2.85% 07/28/08	0.52%
NIEUW 2.90% 09/15/08	0.21%
PARK AVE 2.77% 09/26/08	0.42%
RANGER 2.80% 09/16/08	0.20%
RANGER 2.63% 09/05/08	0.27%
RANGER 2.77% 09/17/08	0.21%
RANGER FUND CP	0.42%
SALIDBURY 2.83% 09/08/08	0.13%
SAN PAOLO 2.77% 09/16/08	0.73%
SHEFFIELD 2.70% 08/22/08	0.13%
SOCIETE 09/29/08	1.05%
TICONDEROGA CP Y 2.61	0.25%
TULIP FUNDING CP	0.21%

銘柄名	組入比率
VARIABLE FUND CAP CP	0.31%
WINDMILL CP Y 2.57	0.25%
YORKTOWN 2.78% 09/17/08	0.87%
YORKTOWN CAP CP	0.21%
YORKTOWN CAP CP360	0.21%
YORKTOWN CP Y 2.61	0.31%
<政府債>	
FEB HOME LN BK FRN 08/09	0.31%
FED HOME LN 0% 09/24/08	0.36%
FED HOME LN BK FLOAT 9/9	1.67%
FED HOME LN BK FRN 07/09	1.57%
FED HOME LN FRN 11/19/08	0.69%
FEDERAL HO 3.125% 6/19/09	0.81%
FEDERAL HOME FRN 6/26/09	0.63%
FEDERAL HOME FRN 12/28/09	0.52%
<公社公団債>	
FNMA FRN 9/3/2009 MBS	0.52%
FREDDIE MAC FRN 9/2009	3.14%
<その他の有価証券>	
BANC OF AMERICA7/23/2008	7.58%
BARCLAYS BANK P7/23/2008	10.46%
BARCLAYS BANK REPO (BAR072308)	1.05%
BARCLAYS BANK REPO (BRC072308)	1.05%
DEUTSCHE BANK S7/23/2008	10.46%
MORGAN STANLEY 7/23/2008	1.10%
SG WARBURG REPO	2.55%
SG WARBURG7/23/2008	5.54%

(注1) データ提供元: AIB/BNY Fund Management (Ireland) Limited

(注2) 組入比率は、当該投資証券の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。



## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

(2008年7月31日現在)

I 資産総額	1,585,275,353円
II 負債総額	42,443,338円
III 純資産総額 (I - II)	1,542,832,015円
IV 発行済口数	1,706,049,163口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9043円

### 参考情報

<ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド>

### 純資産額計算書

(2008年7月29日現在)

I 資産総額	218,311,463.50米ドル
II 負債総額	105,142,028.13米ドル
III 純資産総額 (I - II)	113,169,435.37米ドル
IV 発行済口数	9,644,607.90口
V 1口当たり純資産額 (Aクラス)	11.734米ドル

<ゴールドマン・サックス・ファンズ・ビーエルシー-ゴールドマン・サックス US\$リキッド・リザーブズ・ファンド>

### 純資産額計算書

(2008年7月30日現在)

I 資産総額	46,324,560,169.34米ドル
II 負債総額	104,983,828.72米ドル
III 純資産総額 (I - II)	46,219,576,340.62米ドル
IV 発行済口数	44,800,984,553.062口
V 1口当たり純資産額 (インスティチュショナル・ アキュムレーション・シェア クラス)	12,031.13米ドル

## 第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 2003年8月29日 至 2004年1月22日	5,983,906,320 (0)	56,016,100 (0)	5,927,890,220 (0)
第2期	自 2004年1月23日 至 2004年7月22日	137,759,666 (0)	251,907,060 (0)	5,813,742,826 (0)
第3期	自 2004年7月23日 至 2005年1月20日	299,959,753 (0)	546,213,922 (0)	5,567,488,657 (0)
第4期	自 2005年1月21日 至 2005年7月21日	341,985,251 (0)	735,145,522 (0)	5,174,328,386 (0)
第5期	自 2005年7月22日 至 2006年1月20日	12,387,285 (0)	920,682,873 (0)	4,266,032,798 (0)
第6期	自 2006年1月21日 至 2006年7月20日	45,744,004 (0)	1,201,259,730 (0)	3,110,517,072 (0)
第7期	自 2006年7月21日 至 2007年1月22日	32,307,857 (0)	456,577,835 (0)	2,686,247,094 (0)
第8期	自 2007年1月23日 至 2007年7月20日	12,820,990 (0)	319,213,657 (0)	2,379,854,427 (0)
第9期	自 2007年7月21日 至 2008年1月23日	4,616,763 (0)	408,118,744 (0)	1,976,352,446 (0)
第10期	自 2008年1月24日 至 2008年7月23日	4,456,210 (0)	251,449,982 (0)	1,729,358,674 (0)

(注1) ( ) 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

ゴールドマン・サックス 米国株式マーケット・ニュートラル・ファンド

# GS US Neutral

---

愛称：GS US ニュートラル